

策對及設施働勞 部三第

概 説……………	三六三	
第一篇 雇主の施設及對策……………	三六四	
第一章 工・鑛・交通業資本家の施設及對策……………	三六四	
第一節 慰撫的對策……………	三六四	
第二節 協調的對策……………	三六八	
第三節 對抗的對策……………	三九〇	
第二章 官公業當局の施設及對策……………	三九二	
第一節 慰撫的對策……………	三九二	
第二節 協調的對策……………	三九三	
第三節 對抗的對策……………	三九四	
第三章 農業地主の對策……………	三九四	
第一節 慰撫協調的對策……………	三九五	
第二節 對抗的對策……………	三九六	
第三節 自棄的對策……………	三九九	
第四章 中間階級者に對する雇主側の施設及對策……………	四〇〇	
第二篇 社會政策的施設……………	四〇一	
第一章 一般労働者に對する施設……………	四〇三	
第一節 一般的施設及其方針……………	四〇三	
第二節 對勞働災害及勞働衛生施設……………	四〇六	
第三節 對勞働時間對策……………	四〇九	
第四節 保險施設……………	四一〇	
第五節 労働者教育施設……………	四三六	
第二章 農業労働者に對する施設……………	四三八	
第一節 政府の施設……………	四三九	
第二節 府縣の施設……………	四四五	
第三節 農會……………	四四五	
第三章 中間階級者に對する施設……………	四三六	
第四章 婦人労働者及職業婦人に對する施設……………	四三六	
第一節 婦人労働者に對する施設……………	四三七	
第二節 職業婦人に對する施設……………	四三八	
第五章 少年労働者に對する施設……………	四三九	
第六章 海外移民に對する施設……………	四三九	
第七章 移入民に對する施設……………	四四一	
第三篇 労働者運動對策……………	四四一	
第一章 工・鑛・交通業労働者運動對策……………	四四一	
第一節 労働争議對策……………	四四二	
第二節 労働運動對策……………	四四三	
第三節 労働組合對策……………	四四四	
第二章 農業労働者運動對策……………	四四八	
(小作争議對策)		
第一節 政府の對策……………	四四八	
第二節 其他……………	四四九	
第三章 社會立法協會……………	四五〇	
第四篇 労働問題關係諸調査……………	四五三	
第一章 一般に關する調査……………	四五三	
第二章 工・鑛・交通業労働者に關する調査……………	四五三	
第三章 農業労働者に關する調査……………	四五四	
第四章 中間階級者に關する調査……………	四五四	
第五章 婦人労働者及職業婦人に關する調査……………	四五五	
第六章 少年労働者に關する調査……………	四五五	
第七章 移民に關する調査……………	四五五	

第三部 (勞働施設及對策) 統計表

- 第一表 工場扶助給與統計(昭和三年)
- 第二表 鑛夫扶助統計(昭和三年)
- 第三表 官業員共濟組合統計(昭和二年)
- 第四表 友愛組合(共濟團體)統計
- 第五表 健康保險統計
 - 其一 被保險者各月狀況(昭和四年)
 - 其二 保險事業成績(昭和二年)
- 第六表 簡易保險統計
 - 其一 事業成績累年表
 - 其二 保險契約狀況(昭和三年度末)
 - 其三 事業各月狀況(昭和四年)
 - 其四 積立金貸付狀況
- 第七表 郵便年金各月狀況(昭和四年)
- 第八表 自作農創設維持事業成績(昭和三年)

概 説

沈滞の數年をつゞけ來つたわが經濟界は、金融資本の無上命法の下に金解禁に處せんとする政府の緊縮政策、従つて資本家的合理化政策強行の結果として、急歩調をもつて不況の谷底へと落ちて行つた。このために勞資間の對立が更に緊張し深刻化したことは上記第二部を通して述べ來つたところである。かうした状態は、むしろ勞働者に對する雇主の施設對策に對し直接に反映するものではないが、多少の時期においては固より影響せざるを得ない。たゞ勞働者に對する資本家雇主の對抗的なる對策においては、それは勢ひ直接に現はれざるを得ない。勞働爭議に對する彈壓乃至豫防の種々なる方策は、この一ケ年間、資本家側において著しい進歩工夫を遂げたのである。他面において、資本家團體の團體的行動は著しく活潑となり、一切の勞働運動に對して全線的に進出しつゝあるは覆ひ難い事實となつた。

資本家雇主の施設對策に比すれば、勞資兩當事者に對して第三者の立場にある政府の對策は、經濟状態の變動に對してヨリ敏感に變化せざるを得ない。失業群の簇出は固よりその合理化政策の徹底の結果に他ならぬが、さりとて政府としては失業救済は焦眉の急務である。緊縮政府は、自ら播ける種

を自ら獲り取るべく當然の結果としてデレンマの道を歩まざるを得なかつたのである。かくして失業救済はその掲げた社會政策の最大の項目であつたが、無論この政策は無産階級を救済するには非ずして、抑も無産階級に對して救済さるべき事態を投げ與へんとする政策の破綻を意味するに過ぎない。たゞ、勞働組合法案と船員保險法案との完成は、進歩的既成政黨の進歩的要素を表徴するものとして、本年度最大の收穫であつたと云へよう。

轉じて農業方面に於ても農業地主の對策は前年と同様に何等目新しいものはなく、慰撫的對策の如き温情策では最早窮乏化した農民を欺瞞し得ず、従つて對策は大體次の二つの途を辿る。即ち消極的には協調的對策を、積極的には對抗的對策をとるのである。前者は協調的組合の増設である。もちろんこれは表面協調を振りかざしてはゐるが、それは結局地主階級の自衛的防禦策を一步も踏み出すものではない。後者は所謂戰鬪的地主組合の擴大強化と土地會社の増設とである。後者を通じて地主の巧妙なる對抗策が小農に對して攻勢をとりつゝあることを見る。

更に政府の農業勞働者に對する施設對策は、實効甚だ乏しき自作農創定維持が唯一の方策であつて、小作法、農業保險法、肥料管理等も徒に聲のみにして未だ着手に至るべき模様もない。かくて農村は繼續的不安定と動搖との暗影に閉じ込

められてゐる。

第一篇 雇主の施設及對策

第一章 工・鑛・交通業資本家の

の施設及對策

引續く經濟的並に政治的狀勢の不安定に加へて金解禁に處せんとする政府の緊縮政策は資本家の産業合理化を強力に押し進め、それを反映して労働爭議が未曾有の激甚を示したことは第二部を通して記述した如くである。この事態に處する資本家の對策は、労働者懐柔策としての慰撫慰安の施設を捨て、むしろ對抗的對策へと急がざるを得ない。資本家團體の意識的結成はかくして一段と進展せしめられつゝある。

第一節 慰撫的對策

一 共濟組合

共濟組合は健康保險法實施の結果、實際上その活動の範圍と効用との大半を失ひ、漸次解散するもの多く、これを存續するも實際上に於て組合費の徴收を打切り單に從來の基金利子の運用に依つて冠婚葬祭の共助又は職工慰安の催しを行ふ

位にとゞまり、注目すべき活動を見ることは出来なくなつた。(官業従業者の共濟組合については別項第二章第一節に譲る)帝國統計年鑑に據るに、友愛組合なる名目の下に包括せられる共濟團體の數は昭和三年末現在に於て三、〇一一、このうち共濟を主たる目的とする組合は一、六一八を占めてゐる。その最近一兩年間に於ける趨勢を見るに左の如くである。注目を要するは組合數が全體に増加しつゝあるに拘らず組合員數が漸次減少し行く傾向である。

	昭和元年末	昭和二年末	昭和三年末
友愛組合總數	二、六三三	二、八七七	三、〇一一
共濟を主とするもの	二、四三三	一、八六〇	一、六三三
修養を主とするもの	三九九	三六八	三六六
其の他	八七〇	九三三	一、〇三三
組合員總數	五〇、五三三	五七、一〇三	五七、一六八

右の中、共濟を主とする組合を地方別に見るに、昭和三年末においては福岡縣を第一位として一八五組合、次は北海道(一三三三組合)、大阪府(二三一組合)、福島縣(八一組合)、群馬縣(八一組合)、岐阜縣(七六組合)の順序で、東京府は七〇組合に過ぎない。

民營事業に於ける共濟組合の全國的現況に關する調査はいま之を缺くのであるが、その活動の一典型として大阪府に於ける調査の一端を見るに次の如くである。

「昭和三年工場監督年報」に依るに、大阪府における共済組合に依る救済の状況下の如し。

(イ)業務上の死傷者に對する救済。昭和三年中に於ける業務上の死者四九名、傷者九四五名中、工場法施行令第二章の規定に基く扶助以外共済組合制度を有する工場の死傷者にして該組合（健康保險組合を含まず）に依り救済を受けたるもの、前者五名、後者六三八名にして死傷者に對する共済組合の救済率は前者一〇%、後者六八%である。救済金額は六、七七三・七一圓。業務別に見れば次の如し。

業種	死者件數	傷病者件數	救済金額
染色工業	二	一九三	二、五五二・〇七
機械金屬工業	一	三三〇	一、八八五・〇三
化學工業	一	一〇六	二、三三〇・〇〇
食料品工業	一	五	二七〇・七九
電氣・瓦斯工業	一	二	二、四二二・六〇
印刷其の他	一	三三	四一七・三三
計	五	六八八	六、七七三・七一

(ロ)業務外の死傷者に對する救済。業務に因らざる死傷者に對する共済組合の救済は、死者一六九名、傷病者一一、二七五名、救済金額四四、三五七・七二圓。業務別に示せば左の如し。

業種	死者件數	傷病者件數	救済金額
染色工業	四	八九三	二五、二八五・九六
機械金屬工業	七	六六一	七、六六〇・二六
化學工業	六	一、四七七	五、五九二・七四
食料品工業	一	四	七二〇・〇〇

第三部第一篇 雇主の施設及對策

業種	件數	金額
電氣・瓦斯工業	五	一四〇・〇〇
印刷其の他	六	一六六・八四
計	一六	三〇六・八四

二 扶助給與

工場法又は鑛業法に依る扶助給與は昭和元年末限りその大部分は健康保險法に依る保險給付にとつて代はられた。従つて昭和二年以後に於ける扶助給與の状況は鑛山、工場何れにおいても、在來の趨勢とは著しく異り、扶助件數扶助金額ともに甚しく減少した。以下昭和三年度の概況を摘記する。

工場に於ける扶助給與 昭和二年一月一日より實施せられるに至つた健康保險法に依れば、業務上の傷病者に對しては最初の百八十日間療養の給付若くは療養費の支給又は傷病手当金の支給をなすのであるが、この期間、工場法に依る療養の給付、療養費の支給、又は休業扶助料の支給は行はれず、たゞ療養百八十日を超えた場合にのみこれらの扶助を行ふこととなつた。又これと同時に、業務上の死亡者に對する葬祭料の支給も、健康保險法に依る埋葬費の支給に依つて代行せられることとなつた。このため昭和二年度以後の扶助件數及び扶助金額は著しく減少したが、いま昭和三年度における工場法適用工場中民間工場に於ける業務上の死傷病に基く扶助件數を見るに一八、二四八件、これに對する扶助金額一、〇

二三、七三三圓で、これを既に減少せる昭和二年と比較しても件数において九、九二九件(三五%)、金額において二〇九、六〇五圓(一〇%)の減少を示してゐる。即ち左の如し。

(種類別詳細については第三部統計第一表其一参照)

年	件数	金額	一件平均
大正十四年	二〇三、六九三	二、三九五、七二五	一一、八三〇
大正十五年	二四四、八九六	二、八〇五、三三四	一一、四五五
昭和二年	二八、一七七	一、二五三、三三八	四〇、三三三
昭和三年	一八、二四八	一、〇三三、七三三	五六、一〇一

これを業態別にその主なるものについて見るに左の如くである。(第三部統計第一表其二参照)

業態	昭和四年(百分率)		昭和三年(百分率)	
	件数	金額	件数	金額
機械器具工場	五九四	五、二〇四	四五〇	五、二〇一
染織工場	一七〇	一三〇	三七四	一、五八八
化学工場	一四三	一九二	九七	一六九

鑛山における扶助給與 鑛山鑛夫に於ても昭和二年一月一日から健康保険法による保険給付が開始せられるに至つた結果、被保険者たる鑛夫については支給の重複する期日内は鑛夫勞役扶助規定に依る療養費・休業扶助料・葬祭料はこれを支給するを要しないことゝなつたため、昭和二年以後の扶助人員並にこれに對する扶助總額は從來に比し著しく減少した。

而して昭和三年は二年に比し更に減少を示してをり、扶助總人員は一四、二五三人(前年三六、五七七人)、その扶助料總額一、七五五、三三六圓(前年二、二九〇、五四八圓)、即ち人員において二二、三二四人(前年の六一・〇%)、金額において五三、二二二圓(前年の二三・四%)を減じてゐる。

右扶助料の内譯を見るに、

扶助料	昭和三年		昭和二年		昭和三年の昭和二年に對する増減割合
	金額	増減	金額	増減	
療養費	一八二、六三三	減	三五六、四二一	四九・〇	
休業扶助料	二二二、七五四	減	五三、三五五	四九・六	
打切扶助料	一、三〇三、六四二	減	七八八、八五九	七三	
障害扶助料	七、三〇七	増	六、一六七	一八・四	
遺族扶助料	一、七五五、三三六	減	二、三九〇、五四八	三三・四	
葬祭料	七、三〇七	増	六、一六七	一八・四	
計	一、七五五、三三六	減	二、三九〇、五四八	三三・四	

大正十五年から昭和二年にかけての一ケ年ほどに著しい減少を示してはゐないが、尙ほ療養費並に休業扶助料に於て約五〇%の減少を示してゐる。打切扶助料、障害扶助料、遺族扶助料の減少率少きはこれらが保険給付と無關係なるに由る。

次に同じく昭和三年中の扶助人員を鑛山種別に見れば、扶助を受けたる總人員中石炭山最も多く一二、七四〇人(扶助總人員の八九・三%)、金屬山一、三二八人(同九・二%)、石油山

二七人、其の他非金屬山一六八人である。同じく扶助人員を傷病の結末別に見るに、死者九一八人（扶助總人員の六・四％）、障害を残したるもの三、四一四人（同二三・九％）、打切扶助一〇人、三十日以上休業扶助料を受けたるもの五七六人（同四・〇％）である。（詳細は第三部統計第二表参照）

三 福利慰安施設

職工に對して雇主の行ふ福利並に慰安の諸施設は、近年に於ける勞働階級の自覺に伴ひその慰撫的効果は薄らぎ、それはむしろ職工曠夫に對する雇主當然の義務であると見られるに至り、資本家側の恩恵も謂ゆる社會正義の觀念にまで歩み寄つたかの觀があるが、不況打續く經濟界の現狀ではその著しき進展を期することは出来ない。而もこれら福利慰安施設の全國的現狀を一望の下に總括することは困難であり、從つてまたその進歩の跡を測定することも甚だ難事である。茲には一典型として大阪府工業懇話會の調査に基き「大阪府下に於ける職工の教化、慰安娛樂施設」について摘記して置かう。

【大阪府下に於ける職工の教化・慰安娛樂施設】

●教化施設 ●大阪府工業懇話會の調査に依れば、調査工場八八の内教化施設を有するものは六八工場であつてその施設状態は次の如くである。

(一) 智育又は技能の修得を主とするもの。1、補習教育、一四。2

第三部第一篇 雇主の施設及對策

修學の補助獎勵、二。3、學術又は技能に關する講習會、一三。4 講習會、四三。5、研究又は協議を目的とする會合、二。6、實地見學、二。7、文庫又は圖書室の設備及び圖書雜誌の配布、二三。8、雜誌の刊行、五。

(二) 精神修養を主とするもの。1、修養園に依るもの又はその様式に類する講習會。a、修養園、八。b、勞務者講習會、五。2、希望社に依るもの又は其の様式に依るもの、八。3、報德會に依るもの、二。4、兵事關係のもの、八。5、工場内部の自治的團體、一七。

- (三) 宗教に依る信仰心の涵養、一六。
- (四) 女子従業員に對する裁縫手藝に關するもの、一五。
- (五) 精神訓練を目的とする定例行事、一四。
- (六) 勤儉貯蓄に關する施設、一〇。
- (七) 禁酒運動、三。
- (八) 教化施設を従業員の家庭に及ぼすもの、一二。
- (九) 娛樂的施設に依るもの。1、映畫、一六。2、浪花節、七。3、俱樂部、七。
- (一〇) 主として慰安和親の間に於てするもの、八。
- (一一) 體育方面よりするもの、一一。

右の内教育技能に關する施設としては在來の補習教育や普通の講習會等も相當に廣く行はれてゐるやうではあるが、之に對し工場内に於ける文庫及び圖書の設備を行ひ、職工をして各種の模範的施設の見學をなさしめ、或は研究會又は協議會等の機會を設けて能率の増進、安全施設、雇傭條件等の協議に参加せしめんとするもの等一

(一) 合理的賃銀制度調査委員規定

第一條 社内に合理的賃銀制度調査委員を置き作業監査委員に附屬せしむ。

第二條 本會に於て調査すべき事項左の如し。一、實行可能にして成るべく合理的に職工の日給を決定する方法を定むること。二、賃銀割増制度請負制度及び殘業歩増制度等の原則を調査すること。

第三條 本會に委員長一名、委員十七名を置く。委員長は常務取締役の内一名之に任ず。委員は職員より七名、當社顧問より一名及び第四條に依り選舉を爲し當選したる職工十八名中より九名を任命す會議には専門家一名を立會はしむ。

第四條 前條第三項職工十八名の選舉方法左の如し。一、各工場毎に組長、伍長及平職工(定期職工を含む)中より各一名宛計三名を選舉す、選舉は三人連記無記名投票とす。二、前號に依り當選したるものは造船部、造機部及び修理部(業務部及び検査課を含む)各別に自己所屬部の當選者互選を以て更に組長、伍長及平職工各二名宛計六名を選舉す、選舉は六人連記無記名投票とす。

第五條 委員會は豫告の上隨時開會し委員長之を主宰す、委員長事故あるときは上席職員之を代行す。

第六條 本會は合理的日給決定後二ヶ月間存続の上解散す。

(二) 決定書(主要部分抜萃)

第一 新平均日給を金二圓二十一錢とす。

A 日給及割増金の基本觀念。日給は普通の能力を有する職工が同職間に共通なる生活状態に於て一般に受け得べき基本生活費の額を

基準とす。文化費の如く其の基準數字が人により生活様式により甚だしく變化するものにして且生活には必要不可欠ならざるものは之を割増金によるものとす。

B 扶養すべき同居家族數。日給の基礎たる基本生活費は、之により生活する世帯人員數により増減するを以て扶養すべき同居家族數を先づ定めざる可からず、仍て調査を行ひ横濱市役所、神奈川県、内閣統計局等に付資料を求めしも當社職工を調査したる數字に據るを妥當として工場課に於て調査を行ひ第一表の結果を得たり……該表の如く扶養すべき同居家族數は二・八四にして本人を件せて三・八四の家族數を得たり、是協調會の生計調査の月收五十圓以上百圓未滿の職工家族數三・七四と略々一致するを以て旁々本委員會に於ても基本生活費決定の前提たる家族數を三・八四としたり。

C 採用すべき基本生活費の金額。基本生活費の金額を決定するには當社職工の生計調査の結果にまつを最も實狀に適するものとせんも、斯くては多大の日子を要し今回の如き場合は他の方法即ち既成の生計調査統計を利用するより外途無く各方面の調査を研究したる結果協調會の大正十四年三月發行自大正十年六月至同十一年五月俸給生活者職工生計調査報告の第五表月收十圓以上百圓未滿の京濱地方職工の平均生計費統計左掲第二表を用ひ基本生活費決定の基礎とせり。該表を採用せし理由は當社職工の平均月收と略々一致すると平均家族數が一致すること並に此の統計は現在より物價指數高かりし當時のものなるを以て本表の金額を其儘用ふるも職工に迷惑を及ぼさざるを以てなり。仍て本表に基き職工一世帯當り一ヶ月基本生活費(但女工及少年工を除く)を左の如く定めたり。

を更に鞏固にし共同利益の確保を期するため、年來一大産業團體聯盟の必要を提唱しつゝあつたが、本年に入つて愈々實現の機到來し、二月十八日大阪クラブに大阪産業團體聯盟調査委員會第一回會合を催した。差當り聯盟の必要と可能性をもつ團體として大阪經濟會、時事研究會、大阪府工業懇話會、大阪實業協會、商工中心會、發明協會、工政會、大阪工業會の各部集合し大聯盟の成立に進むこととなつた。

日本工業俱樂部 現在一千名に餘る金融資本家、産業資本家並にその優秀なる産業指揮官を會員として抱擁するところの日本工業俱樂部は、表面上は資本家の社交的團體に過ぎぬかに見ゆるが、その眞正の活動は實にわが國家權力の裏面を操つてをり、恰然わが國資本家の牙城をなしてゐる。昭和四年中表面に現はれたその主なる活動は次の如くである。

▲本年度國際勞働會議第一次討議上程の給料被傭者就業時間短縮の件（同案は一切の商業的企業に使用されるものの就業時間を八時間に制定するの案）に對し本俱樂部勞働法調査委員會小委員會は、吾國に於ける習俗の相異を理由として反對を決議した。▲同じく第十二回國際勞働會議中、産業災害豫防に關する件並に船舶の荷積み荷卸しに使用せられる勞働者の災害保護に關する件、何れも本俱樂部は不賛成の旨、國際勞働會議帝國代表宛勸告案を發した。▲國際勞働局より同局東京支局を経て回答を求めたる雇傭制限約款（前雇人の獨立による競争防止約款）に對しては原則に對し賛成を聲明した。▲工場危害豫防及衛生規則の不便の點に關し嘗て上申せる

意見採擇を要求した（五月廿七日）。▲勞働法規施行上の異議審査機關の問題に關し電氣協會の陳情（職工の負傷に關し重大過失の認定の當否）を納れて審査機關を設けてその協議々題として研究せしめることとした。▲來議會提出の日論見を以て作成された、社會局案勞働組合法案に對して、本俱樂部は從來反對意見を抱懷してゐたが、十二月十三日理事會を開催し審議の結果絶對反對を決議し、次で理事十餘名揃つて總理その他各大臣を訪問強硬に意見を開陳し陳情するところがあつた。

全國工業懇話會聯合會 第四回大會は昭和四年四月十八日より神戸商工會議所に於て開催せられた。各府縣工業團體代表者二百十餘名出席。協議事項中注目すべきものは左の如くである。

（一）保護職工深夜業撤廢以後はそれ等の工場に於て一年を通じ午後十一時より午前五時まで休止すべきこととなるが、晩秋より初春に亘る季節は特に休止時間を午後十二時より午前六時までと爲し得るやう改正せられたし。（二）健康保險組合と醫師會との診療契約變更に關する件。（三）國際勞働會議雇傭主代表選出に關し政府に建議の件。（理由）代表選出の方法は從來商工會議所を基本としてゐたが、會議の性質からすれば工業會議所の如きが最適である、その實現まで工業懇（談）話會を以て之に代へて最も適切なる代表者を選出するの必要がある。（四）産業重要法案に就ては各府縣工業懇（談）話會及びその大會に諮問すべきことを政府に建議し且つ日本商工會議所に勸告するの件。

以上のほか地方的資本家團體として本年中に發會設立を見

た主なるものは次の如くである。

▲廣島縣工場懇話會北安佐支部、元安佐郡役所會議室にて創立式開催(五月)。▲廣島縣工場懇話會大竹支部發會式、大竹警察所樓上に於て開催(五月)。▲鳥根縣工場懇話會創立總會、松江市殿町教育會館に於て開催。總裁に八木縣知事、會長に谷警察部長を推戴す(五月十七日)。▲足利西部工場會(足利郡西部の工場團體)並に足利製織會(足利市及び足利郡東部の工場團體)、は改正工場法實施を期として發會式を舉行した(九月一日)。▲兵庫縣三宮署管内工場會發會(九月二十日)。▲高崎工業談話會發會(十月二日)。

第二章 官公業當局の施設及

對策

官公業當局の施設對策も大體において前記資本家業主のそれと異るところなく、且つ又これを前年度に較べても大差を見出さない。官公業當局の慰撫的對策は謂ゆる従業員待遇改善てふ合言葉に包括せられるやうに見ゆるが、極度の緊縮方針を執つた濱口内閣の下ではかうした方策も積極的には進展せしめられなかつた。而して労働者の階級的結成に對する官公業當局の主たる對抗策であるところの思想的彈壓に至つては本年度と雖も別段軟化するところは見られなかつた。

第一節 慰撫的對策

一 共濟組合

官營事業従業員労働者は殆んど共濟組合加入者である。昭和二年末現在における總數は十一組合五五四、三二五人、これを前年末現在に較ぶれば加入者一四、九五八人の増加を示してゐる。これを收入支出の狀態と共に表示すれば次の如くである。(この内譯に關する諸統計は第三部統計第三表参照)

昭和	昭和	昭和	昭和
元	二	二	二
年	年	年	年
組合員總數	五九、三三〇	五九、三三五	五九、三三五
收入總額	三、九三九、九五二	三、九三九、九五二	三、九三九、九五二
支出總額	二、四四四、二五五	二、四四四、二五五	二、四四四、二五五

尙ほ、官業現業員の共濟組合は現在勅令を以て規定せられてをり、獨立の人格を有せず、重要なる財産の取得管理及び處分に關する行爲等も會長たる高級官吏の名義をもつて行はれ労働者側には完全なる管理權なき状態にある。そこで、これに對する労働者側の管理權獲得の主張は謂ゆる共濟組合法人化の要求としてこの數年來具體化に向ひつゝあるが未だ實現の運びに至らず、本年度においても官業各組合の大會決議は何れも共濟組合法人化の急を叫んでゐる。

二 扶助給與

官營工場における昭和三年間の扶助件數は三四、〇二二件金額において五七〇、六八五圓である。これを前年度に比すれば、件數において一四、六四八件(三〇%)、金額において二

二八、三五七圓（一九％）の減少を示してゐる。昭和元年度から同二年度にかけての減少率に比して遙かに大であり、民間工場における扶助の減少と略歩調を一にしてゐる。

尙ほ、官設工場においては工場法規に依る右の扶助以外に年金扶助を行ふのであるが、之を受けたる件数は本年度三三七件、その金額四三、六〇七圓（内譯、障害扶助料二六、九一四圓、遺族扶助料一六、六九三圓）であり、前年に比し件數において一四六件（七五％）、金額において六、三三三圓（一七％）の増加を示してゐる。

三 福利慰安施設

官公業當局の行ふ福利慰安施設としては依然勞務者教育施設、従業員待遇改善、等が主たるものである。殊に従業員待遇改善は官業の一枚看板であるが、これも本年下半期に入つてはその緊縮政策の飛沫を浴びて殆んど光彩がなかつた。本年中の主なる施設を擧ぐれば次の如し。

▲宇都宮專賣局の成人教育。精神修養のため従來行ひ來つた活動寫眞會、各種講演會に代へて成人教育を主眼とする靜修學校を四月より開始することとなつた。▲鹿兒島地方專賣局の職工休憩所。工費六萬圓を以つて昨年九月起工した職工休憩所は本年二月末竣工した。▲總建坪三八〇坪、食堂・活動寫眞・衣類着替場その他の設備あり。▲海軍職工住宅組合組織。佐世保艦政本部では共済組合の經營として住宅組合を組織せしめ昭和五年度より實施することに決定した。▲

第三部第一篇 雇主の施設及對策

八幡製鐵所「健康相談所」開始。従業員無料診断を行ふことに決定（四月）。▲吳工廠家族慰安運動會（五月）。▲小川鐵道の錢道省現業員待遇改善案、六月十六日より實施の運びに至る。この經費廿萬圓、同案により待遇改善を受くる現業員全國十二萬八千餘名。同案は、日勤勤務者の十二時間以上を十時間以内とし、公休日制定する等、主として勤務時間に關する改善案である。▲吳工廠従業員「勞働會館」、四萬圓の經費を以つて共済組合の手により建設されることに決定した（六月）。▲遞信従業員待遇改善。前内閣よりの既定方針に従ひ八月二十二日全國遞信局に發令した。同案の主要點は、從來の廿四時間連續勤務を廢し一日八時間勤務とし、年中無休暇であつた大部分の者に月二回程度の休暇を與へるにある。▲吳工廠勞務者講演會平沼騏一郎氏指導の下に開催（八月）。▲八幡製鐵所専用運搬船々員待遇改善——八月より功程割増を本俸に加へることを實施。▲京都市郵便局従業員慰安會（十月）。▲舞鶴海軍工作部従業員家族慰安會、家族合計約二萬人に對し數日に割つて舉行（十一月）。

第二節 協調的對策

官公業に於ても資本家業主のそれと同様、協調的對策とも見るべきものは不振の状態にある。官公業における工場委員會中現に最も活動せるものは國有鐵道現業委員會であるが、同委員會は昨年度その委員選舉權の擴張を行ひ組織の充實を計つて以來別段の變動を見せない。八幡製鐵所の懇談會亦極めて不振で職工側の要求は殆んど貫徹せられないやうな状態

にある。

八幡製鐵所懇談會——第十回懇談會は一月廿二日本事務所會議室で開會。現業員の待遇改善に關し三十五件に上る提案のうち重要議案たる「肺結核公病取扱ひの件」「減給を出勤停止に變更の件」「徴罰委員制定の件(職工の參與)」「臨時工に公休支給の件」等は悉く否決され、他は殆んど考慮又は調査中の名目を以つて葬り去られ、僅かに「中元年末賞與増額の件」と「共済組合脱退年金増額の件」が希望に副ふやう努力する旨の言質を得たるに過ぎぬ。

吳工廠能率増進委員會——委員會は從來工場主任その他の高官を委員とする單なる研究機關であつたが八月本委員會の成立に及んで各工場の職工中より成績のいゝ役付職工を選んで委員に任命した。但し、むしろ慰撫的なる對策と云ふべきか。

八幡製鐵所職工總代選舉並に懇談會員互選——前者は十月七日舉行、激烈なる運動の後二百七十一名の定員當選者確定。十月十日、右當選者の互選により七十名の懇談會員が確定した。

第三節 對抗的對策

官公業當局の労働者對抗策の主なるものは依然思想對策として現はれてゐる。即ち左傾分子の掃蕩乃至謂ゆる思想善導の合言葉による左翼運動撲滅策の如きであるが、その表面に現はれるところは必しも著しくはない。本年度におけるこの種對策の主なるものを拾へば左の如くである。

▲横須賀工廠——社民黨横須賀支部の黨勢擴張宣傳に端を發し、鎮

守府大會議室に於て司令長官以下各所轄長百餘名集會、軍人、軍族、工廠従業員等の左傾思想取締問題に關し大評議が開かれた(二月)。

▲舞鶴海軍工作部——同工作部は從來佐世保・吳・横須賀の各工廠と同様見習職工の労働組合加入を認めてゐたが、本年採用のものから見習期間中は之を禁止することになつた(三月)。

▲佐世保海軍工廠——九州無産者聯盟の組織を企てた左傾職工六名を敲首、尙ほ思想惡化の傾向あるものは假藉なく處分する目的を以て嚴密に調査を開始した。

▲廣島選信局——惡思想排撃のため思想善導係新設、講習會開催等を計畫(五月)。

▲海軍職工労働團體の向上・尖鋭化の事實に鑑み、海軍當局はこれが對策として労働運動の専門研究を行ふ青年士官を海軍大學専科生として養成することに決定し、第一回の任命を見た(十二月)。

第三章 農業地主の對策

農業地主の對策として本年特に擧げ得る、新しい對策と稱するものはなく、従前通りの型を踏襲するに過ぎない。慰撫的對策には殆ど見るものなきに反して、協調的對策としては戰鬪的組合の切崩しによつて協調組合を増設してゐることが特に目を惹く。しかしそれが全て、地主の自衛的防禦策である以外の何物でもあり得ない、欺瞞手段たることは勿論である。一方にかゝる欺瞞策を講じながら他方には爭議に應戦す

べく積極的對抗策を振りかざして農民運動を粉碎せんとしてゐることも亦勿論である。即ちそれは土地會社の増大と戰闘的地主組合の擴大強化である。地主はこれらの機關を通して、金融資本に隸屬して、そこに甦生の途を開かんとしてゐる。またこれらの機關によつて、小作地の返還を迫り、請負小作制度の採用を策してゐる。これらの諸對策を綜括すれば、地主は概して、守勢より一轉し、攻勢に向つてゐることを雄辯に物語るものである。

第一節 慰撫協調的對策

慰撫的對策は殆ど見るべきものなく、從來やり來りの慰安會、懇親會、地恩會等々が局部的にだけ依然踏襲されてゐるに過ぎない。従つて特に今擧げ得るものは認められない。このことは同時に、慰撫的對策では最早や小作人を欺瞞し得ないことを物語るものであらう。

反之、協調的對策では稍成功を收めてゐるかの如く、逐年協調的組合の増大を示してゐるが、併しその對策としては何等目新しきものがある理ではない。只、爭議の苦い經驗から一途に逃れやうと企圖する自衛手段に過ぎない。しかもこの企圖のためには、戰闘的組合を暴壓する支配者は極力、之が達成に努力するの跡が顯著である。

部分的ではあるが、協調的對策の一般的傾向を見るに足る

一、二の事例を擧げやう。

●秋田縣北檜岡共存農事組合の綱領と決議

綱領・思想の悪化を防ぐと共に封建地主的固陋の偏見を打破し小作人の輕舉を戒め爭議の原因となるべき事項を改善し人間相愛の道義心により兩者の協調を圖り穩健にして公明なる方法により農民の手により農村の振興を圖り白い手の農民運動者の介在を防ぐ。

決議

一、小作米に關する件。(1)本年度小作米は全部納入すること。(2)隣地に比しその他調査により特に高率なる小作料は組合實行委員において調停の任に當ること。(3)前年度迄の未納米作付米につきては各當事者間において相當決定することの萬一不調の場合は組合において相當調停の任に當ること。

二、納米獎勵金に關する件。(1)小作米を可及的早く納入するは相互の利益なるにより出来るだけ早納すること。(2)その獎勵方法として格差以外に十一月中完納の者に對しては一俵に付き十錢、十二月中に完納したる者に對しては五錢の獎勵金を地主より小作人に交附すること。

三、積立米に關する件。(1)相當細則を設け本年度より地主、小作人各一反歩につき玄米三升以内の貯蓄をするものとす。(2)その貯蓄米は現金として日本勸業銀行秋田支店又は秋田信託會社に預け入ること。(3)但し本年度限り地主反當り一升、小作人反當五合とす。

●宮城縣加美郡加美石村小作協調會規約

一、地區に關係を有する地主及び小作人並に第三者の自作農と總會を開催し最も公平なる方法を以て相互の意見を開陳の上標準小作米を

決定す。決定せる小作米はひそかに變更することを得ず。

二、小作米不納の場合は小作権を解除することを得。

三、關係地區外のものより本會の主旨に背く行動をもつて對抗せられたる時は本會員は一團となりこれが防止にあたるものとす。

四、顧問として加美石村長、新田警察署長及び篤志者を推薦す。

五、會長副會長及び委員十五名は總會において之を選挙す。但し委員は地主より五名、小作人側より五名、自作者より五名選定す。

第二節 對抗的對策

地主は一方に協調の手を差し延べながら、他方では斷然抗爭的對策を講ずることを忘れるものではない。協調的組合が増大するに伴れて抗爭的地主團體が之に反比して減少せずして、遂に漸増を示しつつある。最近に於ける抗爭的對策として地主側の採る手段は大體次の二つに要約し得る。即ち一は土地會社の増設と他は訴訟手段を中心とする地主組合の擴大強化である。

一 土地會社

土地會社は一定の地域内の地主を以て組織せられ、其出資者たる地主は永小作権の設定、賃貸權の委任、所有權の移轉等の形式により其の小作地の管理を會社に委ね、會社は地主に代つて従來の小作人に其の土地を小作せしめ、主として小作料の取立、小作地の管理その他を行ひ、其の代償として地主より手数料を徴集し、會社を經營せんとす

るものである。

會社の目的に付ては地主が一團となり地主小作人間の融和親善を圖り以て兩者永遠の福利を増進せんとするにあると謂つて居るものもあるが、必ずしもさうでなく、會社設立の動機、行動より推測すれば最近の小作爭議の紛糾、それより生ずる地主の小作料減額、交渉等に付て個別的交渉を爲すことの不利益と煩瑣とを除去し小作人組合に對抗して積極的に地主の利益を擁護せんとするものやうである。

此の種會社は最近著しき勢を以て増加してゐる。現存土地會社は大正六年迄に設立せられたものは僅かに十一に過ぎなかつたが、大正十四年には三十一とあり、昭和二年末には五十九となり、更に同年には八十五の多きに及んでゐる。其の分布區域は二府十五縣であつて、その特に多い地方は奈良縣で、之に次ぐものは岡山、香川、神奈川、愛知、福島の諸縣である。

二 大日本地主協會の活動

大日本地主協會は未組織地方に地主組合を組織して、之を聯合會に加入せしめ、可及的に廣い範圍に亘つて地主を結合して小作人組合に對抗し、小作に關する地主の利益を維持増進せんとするものである。

協會は大正十四年大阪市に設立され、爾來急激に發達して昭和四年末現在に於ては分布區域二府十縣、支部及支部聯合會三十九、組合員數八千九百八十二人の多きに上る狀況である。會員の特に多い地方は大阪、京都、山梨、兵庫、奈良、徳島の諸府縣である。

府縣聯合幹部會 十二月七日、大阪市中央公會堂に開催。

議案 (一)小作法に關する件。(二)小作爭議に關する件。(三)新地

第十二條 末尾「更に」の次に「存続期間三年の」七字を加ふること。

理由 第三十九條との均衡を保つ爲なり。

第十五條 本條を削除すること。

理由 「背信の行爲なき限り不當の理由に依り悪意を以て」の如き抽象的の字句は却つて小作爭議を讓成するの虞あるに依る。

第十六條 小作料に付ては滞納の弊を防止すること。

條正 第十六條小作地賃借に於て賃借人が小作料を滞納したるときは一ヶ月を下らざる期間内に小作料を支拂ふべき旨を催告し若其の期間内に之を支拂はざるときは賃借人は契約を解除することを得。

理由 小作料は賃借人が小作地より生ずる唯一の果實にして且生活の資源なり、現行民法の下に於てすら賃借人は小作料の滞納に困却せるもの誠に尠なからず、若し原案の如き規定を設けるときは小作料滞納の弊風を助長し、延びては一般債務の履行觀念を弛緩せしめ、其の弊害の及ぶ所測り知る可からざるものあるに依る。

第十八條 永年作物に付除外例を設くること。

第十九條 有益費の償還は其の残存額に限ること。

條正 第十九條、小作地返還の場合に於ては賃借人が賃借人に對し其の承諾を得て爲したる客土、灌漑、排水工事等小作地の改良の爲めに支出したる有益費の残存額の償還を賃借人に對し請求することを得。

前項有益費残存額の償還は賃借人が小作地の返還を受けたる時より一年内に之を請求することを要す。

理由 「命令の定むる所に依り」を削除したるは其の必要を認めざる

に依る、「費用其の他の有益費」を「有益費の残存額」と修正したるは、原案に依れば賃借人が支出したる有益費の全額の償還を賃借人に對し請求し得る如く誤解され易きに依る。

第二項を削除したるは名を慣習に籍りて爭議を頻發せしむるの虞あるに依る、新たに第二項を追加したるは有益費の残存額は、永年月を経たるときは其の存否並に價額不明となり易きに依る。

第二十四條 第二號を左の如く修正すること。

條正 第二十四條二、定期小作期間満了のとき。

理由 定期小作期間満了の場合には作離料を支拂ふ必要なことは小作法要綱に明記せる所なるに依る。

第四章 小作地轉貸借の効力及終了

第三十三條 轉貸借は法人に限ること、以下之に準ず

條正 第三十三條、産業組合其他營利を目的とする法人が賃借したる小作地を其の團體員に使用及収益せしむる場合に於て第三十一條の規定は之を適用せず。

理由 轉貸借の除外例を法人に限るも何等の不便なきを信ず、法人以外の團體をも認め現在の農民組合も亦團體として本條の規定を適用するが如きことあらんか、中小地主は遂に小作爭議の爲めに没落すべき虞多きに依る。

第五章 永小作權の効力及終了

第三十八條 永小作權の存続期間を二十年以上五十年以下とすること

理由 七十年は長きに失するに依る。

第四十一條 本條を削除すること。

理由 其の必要を認めざるに依る。

第六章 小作條件の變更

第四十三條 第二項として左の一項を加ふること。

追加 第四十三條前項の申込を爲し賃貸人立會の下に検見を経ずして苅取りたるときは賃借人は小作料の一次的減免を要求することを得ず。

理由 苅取後減收を名として小作料減免の要求を爲すもの多きに依る。

第七章 小作料の供託

第五十六條 供託物は賃貸人の請求に依り假りに給付の途を開く爲め末項に左の一項を加ふること。

追加 第五十六條本條の供託物に關しては債権者の申立に依り裁判所は相當と認むる額を假りに債権者に給付することを得。

理由 小作料の供託あるも係争數年に亘るときは賃貸人は窮地に陥るべきを以て、公課其の他絶對的支出と認むべきものに對しては假りに給付の途を開く必要あるに依る。

第五十九條 假處分を命ずる場合に於て小作地の使用を債務者に許すは相當額の保證を供託したるときに限ること。

修正 第五十九條、小作關係の争議に付債務者に對し小作地の占有を解く假處分を命ずる場合に於て必要と認むるときは裁判所は執達吏に小作地の保管を命ずると同時に相當額の保證を供託することを條件として小作地の使用を債務者に許し得べきことを命ずることを得理由小作地の占有を解く假處分を必要とする場合に於て單に誓約のみにて小作地を賃借人に使用収益せしむることは賃借人保護に偏し、紛争を擴大せしむるの虞あるに依る。

附 則

第七十條 二十年を三年と修正すること。

修正 第七十條、本法施行の際現に存する小作地の轉賃借にして期間の定めあるものは其の期間、期間の定めなきものは本法施行の日より三年間仍其の効力を有す。

理由 本法施行の際現に存する期間の定めなき轉賃借が、假令一时的なるも其小作法の施行なる事實に依り、二十年間仍其の効力を有するに至るは不當にして賃貸人に不當の損害を與ふる虞あるに依る。

第七十五條 本條を削除し小作法發布に際し其の整理を命ずること。

理由 作株を認むるときは小作權賣買の風を助長し、所有權と對立して小作争議を増大せしめ、新規耕作者の苦痛を大ならしむるを以て小作法の發布に際し之を整理するの必要を認めたるに依る。

第三節 自棄的對策

前年度と同様に本年に於ても自棄的對策の資料は殆ど見當らない。もちろん地主は、小作争議や其他の事情から土地を轉賣し、都會に轉藉せんとするものがないではないが、纏つた調査はないやうである。土地の轉賣や都會への轉藉が果して自棄的對策と稱し得るや否やは多分に疑問が存する。或る者は離村によつて納税が輕減され、土地の手放しからヨリ多くの利益を收得してゐるの事實もある。土地返還の増加等もかゝる意味に於ては必ずしも自棄的對策とは云ひ得ないであらう。

本改訂は昭和五年一月一日よりこれを施行すること。

同案はこの減俸の結果俸給において約七百萬圓、在勤俸において約百萬圓、合計八百萬圓の財源を捻出せんとするものであつた。濱口首相は同案の發表と同時に聲明書を發し、その中において、政府は經濟上の難局匡救のため財政緊縮消費節約の必要なる所以を説き、更に「吾國官吏の俸給は世界戰爭以來急激なる物價の騰貴に伴ひ大正九年以來平均七割の増額を行ひたるも最近物價は漸次下落の傾向を示しつゝあるに顧み」此際一般官吏の減俸を斷行する。「然してその内比較的薄給の者については減俸の歩合を少くするを以て適當なりと思料し相當の參酌を加へた」ことを縷陳し、更に「政府自ら實踐窮行範を國民に示し以つて經濟難局の打開に資するところあらんと欲す。國民も又宜しく政府の意の存する所を諒とせられ官民相率ゐて整理緊縮を行ひ消費節約に精進し以て財界の安定國民經濟の建直しに努力せられんことを切望」したのである。

かくて井上藏相の立案に成る減俸案が、單なる財政當面の切抜策たるに止らず、わが産業界一般の資本家的合理化を要求せずしてはやまぬ金融資本の無上命法を代辯するものなることは識者の直ちに認めるところであつたが、これに對する反對の火の手は案に相異して政府の足元から舉つた。實に、中間階級者としての官吏の意識は、既に彼等爲政者の想像外なる變化を受けてゐたことを自ら立證したのである。即ち減俸案を呪ふ聲は一齊に各省官吏から起つたのであるが、就中最も強硬な態度をとつたのは司法官特に檢事連で、辭表を懷にして檄電を全國の同僚に飛ばし、判事連また裁判所構成法を楯に反對の決議をなし、火の手は更に全官界に擴まらんとした。司

法官の態度は恰然官吏のストライキであつた。而してこのことが我國未だ有の出來事であつたことは云ふまでもなく、従つてその意義も茲において特に重大であつたのである。

減俸案の參謀は、それぞれ異なる意味において野黨政友會、貴族院、更に無産諸政黨から痛罵され、與黨内部においてさへ撤回論が高まつた。茲において政府も當面の政局收拾上つひに二十二日に至り閣議にはかつて撤回を決議し、濱口首相の名において減俸案取止めの聲明書が發せられた。曰く「俸給在勤加俸等の整理減額の件は世論の趨向に顧み……これを取止める事とせり」と。減俸問題はかくて單なる濱口内閣の面よごしとして野黨の歡喜のもとに一應立消えるに至つたが、この問題が單に濱口内閣乃至井上藏相の政策破綻としてのみの意義に止まるものでないことは既に述べた如くである。

第二篇 社會政策的施設

前篇においては使用者側としての資本家並びに官公業（官公廳）當局の勞働施設及び對策を記述したのであるが、本篇はこれら勞資兩當事者に對する第三者としての官公廳並びに公共團體の勞働者階級に對する施設對策の概況を述べんとするもので、謂ゆる社會政策的施設に關するものである。而して勞資の對立抗争といふ觀念を超えて一般に無産者階級を對象として行はれるところの謂ゆる社會事業行政乃至施設に對しては、原則として茲に述べず、之を第四部「社會事業」に讓

る。

第一章 一般勞働者に對

する施設

第一節 一般的施設及其方針

昭和四年度上半期は前年來の田中政友會内閣の執政であり、その社會政策も全く前年の延長繼續であり、本年に入つて何ら新味を示さざるは勿論、その羊頭狗肉の欺瞞政策は本年初頭の豫算會議に於て在野議員の痛撃をさえ受けた。而して田中内閣の社會政策的施設に對する非積極的態度については、昨年度本年鑑本節において稍々詳細に検討を試みておいた。然らば、本年七月、田中内閣に代つて政權を執るに至つた濱口民政黨内閣の社會政策上に於ける態度は如何。濱口内閣が組閣早々發表したる施政方針に關する聲明書について社會立法其他對無産階級諸政策に關する部分を見るに、

「社會政策の確立、國際貸借の改善、關稅の改正は共に現下緊要の時務に屬す、政府は各事項別に學識經驗ある少數の委員會を設けその審議を託する所あらんとす、而して其の調査は何れも六ヶ月を超えざる期間内に之を完了せしむることを期す。教育機能の更新、社會政策的見地に本く中央地方稅制の整理、財政の緩急を圖りて實行す

べき義務教育費の増額、農漁山村經濟の改善、金融制度の改善、殊に中小農工商に對する金融機能の整備等、自餘諸多の政策に至りては機に臨み事に應じ更に聲明實行するところあるべし」。

右聲明に由つて、六ヶ月の短期間内に社會政策の根本方針を決定せんとする「社會政策審議會」は成立した。かくて、新内閣の經濟政策を反映して轉化し來つた新たな經濟界の情勢に處するものとして、右社會政策審議會をめぐる社會政策の課題は、凡そ次の如きものであつた。一、現内閣の緊縮方針に伴ひ續出すべき失業者に對する對策、二、若槻内閣當時に議會に提出され審議未了に終つた勞働組合法に對する對策、三、勞働者災害扶助法に關する對策、四、救護法に關する對策、五、船員保險法に關する對策、等。而して事態の發展は金解禁を豫想する新内閣の緊縮政策の當然の歸結として靚面に失業群の簇出に逢着した。茲において政府の社會政策的施設は何はともあれ當面の失業對策に集中されざるを得ざることとなり、自餘の諸對策はむしろ二次的となり後廻しとなるのやむなき状態に立到つた。而して失業對策として、失業防止委員會、事業調節委員會等の設立を見たことは第四部「社會事業」第一篇に詳記するが如くである。勞働組合法、船員保險法等は漸く確定案を得たが未だ議會提出の運びには至らず、かくして新政府は實際のところ社會政策的施設としては積極的建設的なるところは乏しく、却つてその全力を擧げ

た失業對策が自ら播いた合理化政策の當然の破綻を陋縫するものに過ぎぬといふ意味に於て、その政策は無産階級を救済するには非ずして、無産階級に對して救済さるべき事態を投げ與へたと云ふべきである。これ、金融資本の要求に基づく政策を忠實に實行しつゝある現内閣の方策が、正面から勞働階級に彈壓を加へた反動田中内閣に比し、遙かに巧妙深刻であると云はざるを得ざる所以である。

一 社會政策的施設に對する政府の施政方針

地方長官會議に於ける安達内相の訓示(八月五日)――

『最近社會事情の變遷に伴ひ不穩矯激なる思想に浸され遂には國家存立の基礎を損傷せむとする徒輩を出すに至れるは國家の深憂とする所なり。斯くの如き險惡不逞の思想行動は斷乎として之を排撃し苟も假借するを許さず。此の種運動は最近數次の檢舉に依り表面上一時終熄の外觀を呈するも未だ其の跡を絶つに至らざるのみならず、一部に於ては極めて隱密の裡に運動を繼續し、而かも其の方法は愈々巧緻深刻を加ふるものあり。各位能く部下を督勵し周密なる用意を以て之が監視に當り、苟も彼等をして妄動の餘地なからしめ、以て其の根絶に力を致されむことを望む。……』

各種社會問題の解決は近代國家の當面せる最も重大なる任務なり近時世相の變轉と産業經濟の發展とに伴ひ、社會の各方面に於て生活の安定と地位の向上とを主張する思想運動の漸く滋からむとする

第三部第二篇 社會政策的施設

は蓋し自然の趨勢と謂ふべく、此の種の思想運動にして穩健適法なるものは啻に之を排撃壓迫するの不可なるのみならず、宜しく之を善導助成して其の健全なる發達を期待せざるべからず。更に進では社會不安の由つて生ずる所を究め各種社會事業の整備充實を計り、以て社會生活の安定と向上とを期圖するは方今喫緊の要務なり。因襲に基く差別觀念を除きて社會の和平親善を圖る融和事業の如きも亦之を促進するの要愈々緊切なるものあり。政府は社會政策確立の爲新に機關を設けて調査審議する所あらむとす。各位常に社會の實想に活眼を開き、政府の方策と相俟つて適切有効なる施措に出でられむことを望む。……經濟社會に於ける勞資相互の理解と信頼とを彌々徹底せしむるは是れ實に産業の繁榮國運發展の源泉たり。近時歐洲諸國に於て經濟正義に立脚せる勞資協調運動の著しく擡頭し來れるもの眞に故ありと謂ふべし。我邦は由來天然の資源豊富ならず、人口稠密にして加ふるに經濟界は比年不況の域を脱せず勞資相協調して産業の振興を招來し國民の福祉を増進するは刻下の急務なり。各位能く此に留意し、勞資の和衷協同に關して格別の努力を致されむことを望む。

中央地方の財政の緊縮各種事業の整理打切に伴ひ失業者の數は相當増加すべし、殊に冬期に向つて其の著しきを加ふべきは今より想像に難からず。之が救済は當面の急務なり。政府は之に對し相當の經費を支出して救済に遺漏なからしむことを期し、其の具體的方策に關しては日下鋭意考究を重ねつつあるを以て、不日各位に指示する所あるべし。各位能く政府の意の存する所を體し失業者の救済に深甚切なる考慮を加へられむことを望む。

二 勞働關係法規

本年中公布せられたる勞働關係法規並びに第五十六議會に提出されて審議未了に終つた同關係法規は次の如くである。

一、本年中公布せられたるもの

- ▲陪審法中改正(昭和四・四・四、法律第五一號) ▲南洋群島治安警察規則(昭和四・七・九、南洋廳令第四號) ▲社會政策審議會官制(昭和四・七・一八、勅令第二三八號) ▲統計資料實地ニ關スル件(昭和四・三・二六、法律第一號) ▲農業調査令(昭和四・四・二三、勅令第九六號) ▲農業調査施行規則(昭和四・四・二四、閣令第三號) ▲工場法中改正(昭和四・三・二七、法律第二一號) ▲工場法施行令中改正(昭和四・六・二五、勅令第二〇二號) ▲工場法施行令規則中改正(昭和四・五・一八、內務省令第一六號) ▲工場危害豫防及衛生規則(昭和四・六・二〇、內務省令第二四號) ▲工場附屬寄宿舎規則中改正(昭和四・八・二三、內務省令第三六號) ▲鑛夫勞役扶助規則中改正(昭和四・六・二六、內務省令第二五號) ▲工船蟹漁業取締規則中改正(昭和四・一・二六、農林省令第二八號) ▲船舶職員法中改正(昭和四・四・一、法律第四六號) ▲社會局官制中改正(昭和四・七・三〇、勅令第二四一號) ▲健康保險署官制廢止(昭和四・七・三〇、勅令第二四二號) ▲健康保險特別會計法中改正(昭和四・三・二七、法律第一二號) ▲健康保險法中改正(昭和四・三・二七、法律第二〇號) ▲健康保險法中改正(昭和四・五・二八、勅令第一四一號) ▲健康保險法中施行令中改正(昭和四・五・二八、勅令第一四三號) ▲健康保險法施行規則中改正(昭和四・六・一、內務省令第一八號) ▲健康保險ノ療養ノ給付ヲ爲ス大學附屬醫院等ニ關スル件中改正(昭和四・六・一、內務省令) ▲土木事業從業員共濟組合規則中改正(昭和四・三・二七、內務省令第八號) ▲土木事業從業員共濟組合規則中改正(昭和四・五・二九、內務省令第一七號) ▲土木局、土木出張所、土木試驗所ノ健康保險ノ被保險者タル雇員ノ俸給並特別手當ニ關スル件中改正(昭和四・一・二二、內務省訓令第二〇號) ▲造幣局共濟組合規則中改正(昭和四・六・一、大藏省令第九號) ▲造幣局共濟組合規則中改正(昭和四・一・二二、大藏省令第二四號) ▲製鐵所共濟組合規則中改正(昭和四・五・三〇、商工省令第二號) ▲專賣局共濟組合規則中改正(昭和四・六・五、大藏省令第一〇號) ▲海軍共濟組合規則中改正(昭和四・六・八、海軍省令第三號) ▲陸軍共濟組合規則中改正(昭和四・六・二〇、陸軍省令第一號) ▲逓信省部內職員共濟組合規則中改正(昭和四・五・三一、逓信省令第一六號) ▲傭人扶則令中改正(昭和四・七・一、勅令第二三七號) ▲朝鮮警察共濟組合令(昭和四・一・三〇、勅令第三一七號) ▲臺灣警察共濟組合令(昭和四・一・二二、勅令第四四〇二號) ▲小作調停法中改正(昭和四・五・二八、勅令第一四一號) ▲拓務省官制(抄)(昭和四・六・八、勅令第一五二號) ▲移民保護法施行細則中改正(昭和四・五・二八、外務省令第六號) ▲朝鮮簡易生命保險特別會計法施行期日(昭和四・七・一〇、勅令第二一四號) ▲朝鮮簡易生命保險令(昭和四・五・四、勅令第五號) ▲朝鮮簡易生命保險令施行期日(昭和四・九・二五、朝鮮總督府令第七七號) ▲朝鮮簡易生命保險規則(昭和四・九・二五、朝鮮總督府令第七八號) ▲救護法(昭和四・四・一、法律第三九號) ▲癩豫防ニ關スル件中改正(昭和四・三・二七、法律第一〇號) ▲癩豫防ニ關スル件施行規則中改正(昭和四・一・一

一、内務省令第三九號)▲借地借家臨時處理法中改正(昭和四・二・二六、法律第七號)▲文部省官制中改正(昭和四・六・二九、勅令第二一七號)

二、第五十六議會に提出され否決乃至審議未了のもの

▲労働者災害扶助法案——(政府提出)二月五日衆院上程、三月一日修正可決、貴院審議未了。▲婦人参政權法律案——二月七日衆院上程、杉浦武雄外五名、坂東幸太郎外三名、崎山武雄外一名、加藤鯛一外七名、井上孝哉外四名、何れも審議未了。▲禁酒法案——二月七日、衆院上程(田中義達外六名、星島二郎外六名提出)——委員附託にて否決。▲選挙法中改正法律案其の他——(大竹外一名提出)二月十九日衆院上程、未了。▲米穀要需調節特別會計法中改正法律案——(三輪外六三名)二月二十六日衆院上程、三月一五日撤回。▲選挙法中改正法律案——(土屋)二月二十六日衆院上程、未了。▲肥料管理法律案——(政府)二月二十八日衆院上程、三月一五日可決、貴院未了。▲労働組合法案——(無産黨)三月十八日上程、未了。▲工場法中改正法律案——(千葉外七名)三月十八日上程、三月二五日可決、貴院審議未了。▲質屋取締法中改正法律案——(鬼丸)三月十八日上程、三月二二日可決、貴院未了。▲借家法中改正法律案——(小久江外二名)三月十八日上程、未了。▲健康保険法中改正法律案——(無産西尾)三月十九日上程、三月二二日修正可決、貴院未了。▲公娼廢止に關する法律案——(安部磯雄外三名)三月十九日上程、三月二二日委員付託、否決。

三 各省事業及び官制

第三部第二篇 社會政策的施設

1 労働施設に關する各省歳出豫算額
各省歳出豫算中労働施設に關係あるものを掲ぐれば左の如くである。尤も右の諸項目中には労働施設に對して單に間接的關係をもつに止るものもあるが、便宜上一括して掲載しておく。

▲行政及び一般的施設に關するもの (單位圓)

	昭和四年度	昭和三年度
社會局(内・經)	七〇,〇〇〇	五五,〇〇〇
鑛山監督局(商・經)	五四三,〇〇〇	五二二,〇〇〇
家計調査費(大・臨)	—	五〇,〇〇〇
國際労働機關帝國事務所(内・經)	一三三,〇〇〇	一三三,〇〇〇
人口食糧問題調査會諸費(大・臨)	八八,〇〇〇	九三,〇〇〇
▲労働衛生に關するもの		
工場災害豫防並工場及鑛業衛生獎勵費(内・經)	五〇,〇〇〇	五一,〇〇〇
健康保險國庫負擔金(内・經)	三,五六六,〇〇〇	三,二四七,〇〇〇
▲移植民に關するもの		
移植民保護及獎勵費(内・臨)	—	一,九三四,〇〇〇
移植民保護獎勵費(外・臨)	七八,〇〇〇	五五九,〇〇〇
在外教育費補助(外・臨)	三三五,〇〇〇	二七五,〇〇〇
移民收容所(内・經)	—	九八,〇〇〇
▲教育教化に關するもの		
普通教育費(文・經)	八三,〇六八,〇〇〇	八三,〇三八,〇〇〇
青年訓練費補助(右の内)	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇

實業教育費(文・經)

一、八三、〇〇〇

八七五、〇〇〇

海員養成補助(遞・臨)

二〇、〇〇〇

二〇、〇〇〇

社會教育獎勵費(文・經)

七六、〇〇〇

七六、〇〇〇

社會教育施設費(文・臨)

二八、〇〇〇

—

成人教育施設費(文・經)

四九、〇〇〇

五二、〇〇〇

労働教育費補助(文・臨)

一〇、〇〇〇

—

▲商工に關するもの

産業獎勵費(商・臨)

三、七三六、〇〇〇

三、七三三、〇〇〇

貿易振興費(商・臨)

一、〇六三、〇〇〇

一、二六九、〇〇〇

▲農村關係のもの

産業獎勵費(農・臨)

一三、八三三、〇〇〇

一三、九二四、〇〇〇

農村振興費(農・臨)

二、八八三、〇〇〇

三、四七九、〇〇〇

▲社會事業に關するもの(第六部参照)

(備考) 内——内務省、大——大藏省、商——商工省、農——農林省、外——外務省、遞——遞信省、文——文部省、經——

經常費、臨——臨時費)

2 社會局部課事務分掌一覽

(昭和四年六月十一日—八月一日官報)

▲庶務課 分掌事項左の如し。

- 一、機密に關する事項。
- 二、人事に關する事項。
- 三、長官の官印及局印の管守に關する事項。
- 四、文書の接受及發送に關する事項。
- 五、文書の編纂及保管に關する事項。
- 六、經費及諸收入の豫算決算及會計に關する事項。
- 七、管轄に關する事項。
- 八、他の部課に屬せざる事項。

▲労働部 各課の分掌事項左の如し。

勞務課 一、労働爭議調停に關する事項。二、労働事情の調査に關する事項。三、其の他労働に關する事項。

勞政課 一、労働法制に關する事項。二、國際労働に關する事項。

監督課 一、工場法の施行に關する事項。二、工場労働者最低年齢法の施行に關する事項。三、鑛夫に關する事項。

▲保險部各課の分掌事項左の如し。

規畫課 一、社會保險の調査に關する事項但し失業保險に關する事項を除く。二、保險統計に關する事項。三、健康保險の業務改善に關する事項。四、健康保險審査會に關する事項。五、他課の主管に屬せざる社會保險に關する事項。

監査課 一、保險官署の事業監督に關する事項。二、健康保險組合に關する事項。

經理課 一、健康保險特別會計に關する事項。二、保險官署の經理監督に關する事項。

醫療課 一、醫療に關する事項。二、醫療事務の監督に關する事項。三、保險施設に關する事項。

第二節 對労働災害及労働衛生施設

一 政 府

本年中に於いて政府の執れる標記施設對策の主要なるものは次の如くである。

工場危害豫防及衛生規則の實施——工場法に附隨すべきその重要なる補助法たる標記規則は既に昭和三年四月社會局に

昭和四年十月全國的に行はれた第二回安全週間の成績に關する統計に依れば、此の計畫は豫想以上の好成績を示した。元來安全週間と云ふのは此の機會に於て災害豫防に關する思想を宣傳せんとするものであつて、此の週間中に於て良好なる成績を擧ぐることは必しも重大なる目的ではない。然し、安全週間に於て優秀なる成績を擧ぐることは、災害豫防に關し勞資及び官民一致の努力が如何に災害防止に有効であるかを教ゆるものであり、又此の際に於ける良好なる成績は將來に對する確信となり刺戟ともなる。第二回安全週間に於ける災害統計を平素のそれと比較するに、微傷、輕傷、重傷、死亡の合計に於て民間工場では安全週間に於ては勞働延人員一萬人當四・〇六で平素の延人員一萬人當六・二五に比し二・一六即ち三割五分の減少である。官業に於ては安全週間中は延人員一萬人當四・五九で平素の九・二六に比し正に半分以下である。誠に好成績と云ふべきである。

上記の宣傳と、災害率の減少の外、安全週間が更に重大なる意義を有するのは、此の機會に於て各種の安全及衛生に關する施設を爲すことであつて、第二回安全週間は工場災害豫防及衛生規則の新に施行せられた關係もあり、法規の規定は猶豫期間中にあるものと雖も、即ち次表の如く、

災害豫防に關する施設	二萬三千四百四十八件
保健衛生に關する施設	二萬五千七百九十三件
火災防止及避難施設に關するもの	一萬三千百二十五件
其の他	一萬九百六十六件
合計	七萬三千三十二件

と云ふ多數に上つた。安全週間及其の前後に行はれた施設としては誠に顯著なる成績と云はなければならぬ。

第三節 對勞働時間施設

本年中政府の執れる標記施設對策の主要なるものは左記工場法第二十四條の改正である。

工場法中改正（工場法第二十四條、就業時間、休日、休憩に關する規定の改正）——昨年來社會局において作成を急ぎつゝあつた工場法の改正法律案は第五十六議會の協賛を経て三月二十八日法律第二一號を以て公布實施を見るに至つた。右改正は左の如し。

第二十四條中「第九條」ヲ「第三條、第四條、第七條乃至第九條」ニ改メ同條ニ左ノ但書ヲ加フ。

但シ第三條ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ其ノ適用後二年以内同條ノ就業時間ヲ一時間以内延長スルコトヲ得。

改正の主旨は、現在使用職工數十人以上とする適用工場の規定を擴張して十人以下の場合をも認めんとするもので、換言すれば原動力を使用する工場には特に必要ある業務につき使用人の多少に拘らず工場法就業時間、休日、休憩に關する規定を適用せんとするものである。本改正法律の公布につき社會局當局の説明するところは左の如くである。

「此の改正は工場法中就業時間休日及休憩に關する規定の適用範圍を擴張し、原動力使用工場に付ては使用職工の人員如何を問はず

之を適用する権限を主務大臣に委任せんとするもので、但書は尙新に就業時間制限を受くべき小工場に對し過渡的推移を容易ならしむる爲其の適用後二年間は職工十人以上の舊適用工場に比し一時間の延長を認め得るの餘地を存せんとするものである。現行工場法は就業時間、災害豫防の外扶助及雇傭關係に關する諸般の事項を規定するが故に之を一切の工場に及ぼすときは小工場に對して負擔の著しく大となるを虞れ、原則として常時十人以上の職工を使用する工場及事業の性質危険なるもの又は衛生上有害の虞ある工場のみ其の適用を限つてゐる。唯同法第二十四條に於て危害豫防に關する規定は原動力を使用する小工場には之を及すを得ることとしてゐる。然し工場の經營に關し最も重大なる關係がある就業時間に關し現行工場法が使用職工の人員に依りて其の適否を區別するは適用非適用工場間に不均衡を生ぜしむる虞がある。例へば織物業に就き其の作業状態を一瞥するに職工十人未滿の工場と雖も力織機三四十臺を備へ其の作業形態に於て適用工場と異なる所を發見しないものが多い。而も一方は就業時間の制限を受け他方は其の制限を受けざるが故に、非適用工場は舊來の慣習に依り十三時間、十五時間と云ふが如き長時間の作業を爲し、不均衡の甚しきものがある。此の度の改正は原動機を使用する一切の工場に對し就業時間、休日、休憩に關する規定を適用するを得しむるものであるが、先づ非適用工場中最も就業時間甚だしく長く、其の弊害顯著なる織物業及び之と略同様の状態にある撚糸業に限り其の適用範圍を擴張せんとするものである』

●●●●●●●●●●
深夜業の廢止——これにつきましては第四章参照。

第四節 保險施設

一般労働者に對する保險施設としては、現在においては健康保險、簡易保險、郵便年金等であるが、健康保險、郵便年金ともに實施後既に三歳を経過し漸くその基礎を固めつゝある。健康保險法の姉妹法たる船員保險法は労働保險調査會の修正を経て更に社會政策審議會の賛成を得、いまは議會の協賛を俟つばかりとなつた。以下、この種施設の本年度における概況を述べる。

一 簡易保險

●●●●●●●●●●
事業成績 本年中に於ける成績を昨年中のそれと比較すれば大要左の如くである。

昭和	新契約 件數	年末現在	
		件數	保險金額
昭和四年	二二九、六三四	一四、三三六、九七七	一、九一九、四〇八、五八六
昭和三年	二七四、五四四	一三、〇七七、三三六	一、六九八、九三〇、七七四

即ち新契約件數は昨年度より五八四、九二〇件の減少であるが、年度末現在について見れば、件數において一、二五九、七五一件（九・六％）、保險金額において二二〇、四七七、七九四件（二二・〇％）の増加を見る。昭和二年より三年にかけての増加率に比すれば、三年より四年に至る増加の割合はやゝ

減じてゐる。(右月別表、累年表、本年の成績等は第三部統計第六表参照)。

簡易保険積立金運用状況 昭和四年度末(昭和五年三月末日現在)における状況は左の如くである。

契約者貸付	三三、七九一、六五四・七五 ^円
公共貸付	一九三、三九二、九六八・七七〇
公債保有	一〇三、〇七一、三二九・六九五
預金部預金	二七、五九四、〇三七・一四四
合計(積立金總計)	五五六、八四九、九八〇・三三四

右のうち公共貸付の事業別件数及金額については第三部統計第六表其四「簡易保険積立金事業別貸付状況」の参照を乞ふ。

二 郵便年金

事業成績 本年中における成績を昨年中と比較すれば大要左の如くである。

昭和四年	昭和三年	年末現在	
		新契約件数	件数 年金額 一件平均年金額
三三、一〇三	三八、五七五	一八三、七三三	一三、一一一、四七九 ^円
二七、四	一七五、八三〇	三、九八八、八六八	七三・九

郵便年金の成績は年末現在においては無論向上せるも、新契約件数の減少せるだけ(減少率四〇・一%)その向上の速度

は遅緩せりと云はねばならぬ。即ち本年度の簡易保険における成績とほぼ同調である。

郵便年金積立金運用状況 昭和四年度末(昭和五年三月末日現在)における運用種目別金額は左の如くである。

年金契約者又は年金受取人に對する貸付	二二、九三五・三二〇 ^円
公共債保有	一八、三九八、〇八二・一〇〇
地方自治團體貸付	四三七、〇〇〇・〇〇〇
預金部預金	一一九、〇〇九、三九五
合計(積立金總額)	一八、九〇九、〇一六・八〇五

三 健康保険

健康保険は昭和四年十二月を以つて實施後滿三ヶ年を経過し、大體においてその基礎を据えたといふべきであるが、なほ運用上遺憾の點は尠しとなかつた。本年中健康保険の實施に關し擧ぐべき重要な事項としては、健康保険法中改正法律案の議會通過並に同法の實施、健康保険署の廢止と同事務の各地方廳警察部への移管、健康保険醫療監督官制度の新設、等である。以下、健康保険の本年中における施設並に實施成績の概要を述べる。

1 施設概要

本年中における施設の概要は左の如くである。

一、健康保険法及健康保険特別會計法の改正

滞金は改正法施行の日より徴収金完納又は財産差押の日の前日迄の日數に依り計算すること。

一、改正法施行前に健康保険署長に於て市町村に對し處分の請求を爲したる保険料其の他の徴収金に付ては市町村は改正法施行後と雖其の儘に處分差支なきこと。

一、改正法施行の際健康保険組合の組合員たる任意繼續被保険者は改正法施行の日より政府管掌の任意繼續被保険者と爲るものにして其の住所地の健康保険署の管轄に屬すること。

一、改正法施行前に健康保険組合員たる強制被保険者又は任意包括被保険者の資格を喪失したる者が改正法施行後政府管掌の任意繼續被保険者と爲りたる場合に於ては、被保険者の資格は右の強制被保険者又は任意包括被保険者の資格を喪失したる日より政府管掌の被保険者と爲ること。

一、改正法施行の際現に受くる療養の給付及傷病手當金支給の期間に付ては總て改正法に依ること、即ち現に給付を受くる疾病又は負傷に付ては改正法施行前に給付を始めたる日より起算し百八十日を經過したるときは之を爲さざること。

一、改正法に依る埋葬料又は埋葬費の額は改正法施行前に發生したる事故に就ては適用せざること。

一、被保険者著しき不行跡に因り事故を生ぜしめたるが爲傷病手當金の全部又は一部を支給せざること、改正法施行前に發生したる事故に付ては其の事故が改正法施行後に繼續する場合に限り施行後の部分に對し之を適用し得ること。

一、改正法第九十二條及第九十三條の罰則は改正法施行前に生じた

る事實に付ては其の状態が改正法施行後に繼續するに非ざれば之を適用し得ざること。

一、改正法施行後に交付する被保険者證は改正法施行前に於ける様式の用紙を便宜訂正して使用するも差支なきこと。(被保険者證の様式を改むることに省令改正の見込)

一、改正法施行後に交付する療養證明書は改正法施行前に於ける様式の用紙を便宜訂正して使用するも差支なきこと。(療養證明書の様式を改むることに省令改正の見込)

一、改正法施行後健康保険署長又は健康保険組合に於て被保険者證を事業主を通じて被保険者に交付するは改正法施行前に被保険者の資格を取得したる者に付ても之を爲すこと。(被保険者證の交付及回收は事業主をして爲さしむることに省令改正の見込)

一、改正法施行後事業主をして被保険者資格喪失者の被保険者證を回收せしむるは改正法施行前に被保険者資格喪失届を提出したる者の分に付ては之を爲さざること。(被保険者證の交付及回收は事業主をして爲さしむることに省令改正の見込)

一、健康保険組合の事業報告書は昭和三年度分より改正法施行後のものに依ること。(健康保険組合の事業報告書の様式を改むることに省令改正の見込)

一、健康保険組合の毎月事業狀況報告は昭和四年五月分より改正法施行後のものに依ること。(健康保険組合の毎月事業狀況報告の様式を改むることに省令改正の見込)

一、改正法施行後に提出する療養費支給請求書には改正法施行前に發生したる事故に付ても被保険者證を添付せしめること。(療養費支

給請求書に被保険者證の添付を要することに省令改正の見込)

一、改正法施行後に提出する埋葬料又は埋葬費の支給請求書には改正法施行前に発生したる事故に付ても死亡か業務上の事由に依るものなりや否やの別を記載せしむること。(埋葬料又は埋葬費の支給請求書に右の事項をも記載を要することに省令改正の見込)

一、改正法施行前に発生したる事故に付ても分娩費が施行令第八十條第一項の規定に依るものなるときは收容せられたる産院の名稱及所在地又は助産の手當を爲したる醫師若は産婆の氏名及住所を記載せしむること。(分娩費支給請求書には右の事項をも記載を要することに省令改正の見込)

一、改正法施行前に提出したる療養費、埋葬料若は埋葬費又は分娩費の支給請求書にして改正法施行後に支給するものに在りては之が支給請求書は改正法施行前に提出したる儘のものにも宜しきこと。

二、健康保険署の廢止と事務の地方廳移管

健康保険署は勅令第二百四十二號により八月一日を以つて廢止せられ、同時にその事務は地方廳に移管せられることになつた。尙ほこれと同時に社會局保險部の分課並に事務管掌は改變せられ、その大阪出張所も廢止せられるに至つた。尙ほ之等の變更に伴ひ關係法令中幾多の改廢を見た。

三、健康保険組合

昭和四年十二月末現在における健康保険組合は合計三四九、昨年末現在より七組合の増加である。これを業態別に見れば、染織工業(二三八)最も多く、石炭鑛業(五六)、機械器

具工業(五五)、化學工業(三九)、金屬工業(一一)、飲食物工業(一四)、雜工業(二二)、特別工業(五)、石炭石油以外の非金屬工業(一)の順序であり、尙ほ其の他の事業に七組合がある。

四、保險醫及保險藥劑師數(但し政府管掌の分)

昭和四年十二月末における醫師三一、八六九人、齒科醫師八、五九三人、藥劑師六、七八四人である。昨年度より増加せるは齒科醫師のみである。地方別に醫師數の最も多きは東京府の四、二四〇人、大阪府の一、九〇九、愛知縣の一、三二二等にして兵庫縣、福岡縣之に次ぐ。

五、保險施設の實施

保險に關する政府當局並に組合の施設は不斷に進められつゝある。本年度においても各府縣において衛生展覽會、保險宣傳映畫、被保險者運動競技會、衛生講演會等は常時開催され健康獎勵ポスター、リーフレット配布等の手段も取られた。たゞ本年中のこれらの施設に關する總括的な統計を手にし得ない。前年度本年鑑における昭年三年中の概況の参照を乞ふ。

六、健康保險署長會議

昭和四年五月二十三、四日の兩日に亘り社會局に於て開催、指示事項、注意事項は左の如くである。

指示事項。(一)健康保險法中改正法律施行に關する件。(二)健康

保険視察員の活動に關する件。(三)署員の法規研鑽に關する件。(四)滞納處分に關する件。——(保險料の滞納處分に關しては之が便否その他の事情に依り關係市町村に對し處分方請求するも差支へなきも直接保險署に於て處分を爲すべき場合に在りては最も慎重に苟も感情に左右せらるゝが如きことなく差押に臨みても常に懇切に諭告し以て圓滿に解決せしめることに努力し、滞納者の名譽、信用、生業等を重んじ惡影響を及ぼさしめざる様特に留意あり度し)。(五)醫療契約に關する件。

注意事項 (一)現金取扱に關する件。(二)保險料徴收成績の向上に關する件。(三)保險經濟に關する件。(四)保險施設費支出に關する件。(五)受診心得に關する件。(六)齒科診療に關する件。(七)入院診療に關する件。(八)保險施設に關する件。(九)標準報酬決定の基礎審査に關する件。(十)事業主、醫療團體との懇談に關する件。(十一)災害防止に關し工場監督官と聯絡の件。

七、健康保險課長會議

第一回廳府縣健康保險課長會議は昭和四年九月二十七、八日の兩日に亘り社會局に於て開催。指示事項、注意事項、諮問事項、希望事項の外、社會局長官訓示の要領のみを摘記すれば左の如し。

社會局長官訓示要領 『……抑々健康保險署の地方廳に移管せられました所以のものは地方に於ける内務行政の體系を統一整備すると共に、勞働行政、衛生行政等健康保險と密接なる關係を有する諸般の地方行政との連絡を密にして健康保險の成績の向上を圖らむと

するに在るのであります。……尙今回の事務移管に當つて其の主管が各廳府縣の警察部となりましたが之は専ら事務分掌の便宜に基いたものであります。従つて今後健康保險事務の執行に當つて警察部に所屬するからと云ふので警察的威力を用ふるが如きことは之を避くべきは勿論、被保險者、事業主、保險醫及保險藥劑師等に對して懇切を旨とする健康保險署創設當初よりの傳統的精神を益々發輝せられ以て健康保險の社會的使命を完ふする様努められむことを切に望むものであります。……』

指示事項 (一)健康保險法規研鑽に關する件。(二)健康保險制度改善に關する調査研究の件。(三)地方廳内に於ける他課との連絡提携に關する件。(四)第一時健康保險審査委員の人選内申等に關する件。(五)健康保險時報に關する件。(六)被保險者臺帳の整理に關する件。(七)健康保險組合の設立ある事業に關する件。(八)標準報酬の算定基礎審査に關する件。(九)保險料の收入成績に關する件。(一〇)保險給付費の支出に關する件。(一一)滞納處分執行に關する件。(一二)工場監督職員との聯絡に關する件。(勞働部提出)

注意事項 (一)保險統計に關する件。(二)第一次健康保險審査委員に關する件。(三)健康保險審査會に關する件。(四)課員の服務に關する件。(五)被保險者證の取扱に關する件。(六)視察員の視察に關する件。(七)保險料の控除に關する件。(八)諸給付金請求書の審査に關する件。(九)現金給付不當請求防止に關する件。(一〇)勞務不能期間に關する保險醫の意見に關する件。(一一)管轄外醫師の承認に關する件。(一二)不納缺損處分の取扱に關する件。(一三)支拂

元受高轉換に關する件。(一四)本會計の經濟維持に關し關係課との連絡に關する件。(一五)健康保險特別會計所屬經費の經理に關する件。(一六)收入金現金の取扱に關する件。(一七)諸支出金支拂豫算増額申請に關する件。(一八)醫療契約に關する件。(一九)診療事務の取扱に關する件。(二〇)囑託醫に關する件。

諸問事項 (一)健康保險の事務上の實蹟に徴し特に改善を要すべき事項如何。(二)健康保險法改正後に於ける滯納處分執行(市町村長に對する請求を含む)狀況如何。(三)政府管掌被保險者に對し特に實施せむとする今後の保健施設事項如何。

希望事項 (日本醫師會提出)(一)入院診療に關する件。(二)期間計算に關する件。(三)受診心得の周知方に關する件。

2 實施成績

一、被保險者總數

昭和四年十二月末現在に於ける被保險者數を政府管掌と保險組合管掌とに分つてみれば次の如くである。

	政府管掌	組合管掌	合計
強制被保險者總數	一〇三、七六〇	—	—
工場法適用	九七、七六九	—	—
鑛業法適用	五、〇一一	—	—
任意包括被保險者	二、一九〇	—	—
任意繼續被保險者	四二〇	—	—
合計	一〇三、三六〇	七三、五二九	一八〇、五九〇

次に健康保險法施行令第七條による共濟組合組合員たる健

康保險の被保險者數は昭和四年十二月末現在において次の如くである。

	被保險者總數
強制被保險者總數	一八、六六七
工場法適用	一五、四九八
鑛業法適用	一六九
任意包括被保險者	七、三六八

〔備考〕(一)健康保險法第七條に依れば「政府の事業に使用せられる被保險者が健康保險法の規定に依り保險給付を受くべき場合において内務大臣の指定したる共濟組合よりその保險給付に相當する給付を受くるときはその重複する部分に付ては保險給付をなさない。」(二)鑛業法適用事業場又は工場に使用せられる被保險者は海軍共濟組合を除く他の共濟組合にはなし。(三)任意包括被保險者に付ては土木事業従事員共濟組合及陸軍共濟組合を除く他の共濟組合にはなし。(四)任意繼續被保險者は全部なし。

二、業態別被保險者數

昭和三年に於ける被保險者數を政府管掌と組合管掌とに分つて業態別に見れば次の如し。

	政府管掌	組合管掌
染織工場	三〇五、〇〇〇	三三六、五七〇
機械及器具工場	一五七、二〇二	一〇一、三七二
化學工場	一五〇、八三五	四三、三〇一
飲食物工場	三九、六三七	八、五三八

雑工場	143,463	10,887
特別工場	23,459	3,035
金屬屬山	11,399	29,864
石炭山	40,897	198,448
石油山	3,996	—
其他の非金屬山	2,410	757
金屬精練工場	843	2,858
其他の事業	1,649	37,061
計	272,660	772,660

三、給付の件数並に費用

昭和三年度における保険給付の件数並に費用を政府管掌と組合管掌とにつき見れば左の如くである。これを政府管掌の統計について見れば、件数は昭和二年度より増加してゐるが、費用は却つて減少を示してゐる。組合管掌においては件数、費用ともに昭和二年度より減少せるを見る。

	政府管掌		組合管掌	
	件数	費用	件数	費用
療養の給付	2,868,110	9,254,477.80	2,841,837	8,083,732.14
療養費	2,266	23,598.21	10,331	22,563.67
傷病手当金	436,845	5,826,828.39	511,899	7,104,992.37
埋葬料	7,767	204,461.70	4,640	169,737.61
埋葬費	1,413	34,274.04	530	12,801.59
分娩費	33,736	649,339.94	17,562	337,660.00

第三部第二篇 社會政策的施設

産院收容	40	464.39	149	569.70
助産手当	96	303.52	1,759	9,743.25
出産手当金	30,555	699,101.00	18,981	571,754.01
總計	3,880,828	16,655,838.99	3,408,688	16,493,534.64

右の件数並に費用額の被保険者一人當り平均を昭和二年度と比較するに左の如くである。

	政府管掌		組合管掌	
	件数	費用	件数	費用
政府管掌	2,911	14,347	4,411	4,411
組合管掌	2,346	3,269	2,346	3,269

四、健康保険事業收支概況
昭和三年度における收支決算を政府管掌と組合管掌との各別につき見るに左の如し。

一、政府管掌		二、組合管掌	
収入の部		収入の部	
健康保険収入	18,766,261	健康保険収入	19,277,160
保料	18,735,547	保料	19,277,160
利子収入	16,474	雑収入	587,830
雑収入	24,240	一般會計より繰入	1,563,867
一般會計より繰入	16,000,000	國庫負擔金	1,730,630
國庫負擔金	16,000,000	合計	20,866,261
合計	20,866,261		

支出の部	
健康保険事業費	19,277,160
事務給	587,830
事務費	1,563,867
保險給付費	17,300,630
一般診療費及事務費	8,309,120
齒科診療費及事務費	1,153,268
合計	417

二、組合管掌

健康保険収入	一九、九六、二〇六
保険料	一八、四〇〇、一五九
國庫負擔金	一、五七二、三三九
徴収金	一三、七〇八
繰越金	一、八〇六、三二八
繰入金	四六、六六三
組合債	六三、〇〇〇
寄附金	三七一、一七三
其他	一四八、八〇五
合計	三三、四三三、一六四

事務所費	七〇七、〇八〇
俸給及諸給	五九九、七四八
其他	一〇七、三三三
組合會費	二七、一三四
保險給付費	一六、二〇七、八〇三
療養の給付及療養費	八、〇四八、五〇〇
傷病手当金	七、〇六一、八四七
埋葬料及埋葬費	一八二、七六三
分娩費	三三八、三〇九

藥劑費及事務費	八、五一九
官公立病院診療費	三三四、四六八
療養費	二四、七九七
看護費	六四、三七九
移送費	五、九六六
傷病手当金	五、八七五、二九七
埋葬料及埋葬費	三三六、九四三
分娩費	七〇三、七六三
出産手当金	六八五、一九一
保健施設費	一五八、一七八
諸支出金	一七、六五五
合計	一九、六二七、一六〇

産院收容及助産手当費	九、五八四
出産手当金	五七七、一八〇
保健施設費	二〇五、三三三
組合債償還	二六六、四七四
管繕費	四、五五二
其他	四八二、三三五
合計	一七、八九九、五〇〇

四 船員保険

多年の懸案であつた船員保険法は昨昭和三年内務省社會局に於て同法案要綱の成案を見た。而して右法案要綱並に勞働保險調査會における同要綱の審議等に於ては前年度本年鑑に記載したところである。かくて昨年九月勞働保險調査會に於て同法案要綱は特別委員會に付託されたが、右特別委員はその後慎重審議の結果本年に入つて修正案の成案を得たので、再び勞働保險調査會の審議にかけ、同調査會第十四回總會において右修正案の可決を見、更に社會政策審議會は右修正案に基いて船員保險法を制定すべきことの適當なることを可決するまでの運びになつた。右調査會並に審議會における審議の狀況並に修正要綱の全文を掲ぐれば左の如くである。

第十三回勞働保險調査會總會——九月十六日内務大臣官邸において開會、會長内務大臣、委員四十一名出席。前記の如く特別委員會より船員保險法案要綱修正案の成案を得たる旨會長宛報告ありたるに

ルコトヲ要スルコト

ハ 任意繼續被保險者

六 被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ繼續シテ被保險者タルコトヲ得ルコト

ニ 政府ノ事業ニ従事スル船員

七 政府ノ事業ニ従事スル船員ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得ルコト

ホ 被保險者タル資格ノ發生及消滅

八 被保險者タル資格ハ左ニ掲クル日ニ生スルコト

一、雇傭ノ日。二、船員カ第二項但書ニ該當セサルニ至リタル日。

三、任意包括加入ノ認可アリタル日。

九 被保險者タル資格ハ左ニ掲クル日ノ翌日ヨリ消滅スルコト

一、死亡シタル日。船舶ノ海難ニ遭遇シ又ハ行方不明ト爲リタル場合ニ於テ三月間其ノ存否分明ナラサルトキハ當該船舶ニ乗組ム船員ハ其ノ期間満了ノ日ニ死亡シタルモノト推定スルコト

船舶航行中行方不明トナリタル場合ニ於テ其ノ日ヨリ三月間生死分明ナラサル場合亦同シ。

二、解雇又ハ第三項ニ該當セサルニ至リタル日

三、船員カ第二項但書ニ該當スルニ至リタル日。

四、任意包括脱退ノ認可アリタル日。

五、任意繼續被保險者カ保險料ヲ納付セスシテ命令ノ定ムル猶豫期間満了ノ日。

六、任意繼續被保險者カ本法施行區域外ニ去リタル日但シ船員ナル場合ヲ除ク

第三 保 險 者

十 船員保險ノ保險者ハ之ヲ政府トスルコト

第四 標 準 報 酬

十一 保險料及保險給付ノ額ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬ニ依リ之ヲ定ムルコト。

十二 報酬ノ額ハ船員カ勞務ノ對償トシテ船舶所有者ヨリ受クル俸給又ハ給料及之ニ準スヘキモノヲ總計シテ之ヲ定ムルコト

十三 報酬ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルモ食費、季末賞與、航海手當當時又ハ定期ニ受ケサル報酬ハ之ヲ除外スルコト

第五 財 源

イ 保險料ノ負擔者及其ノ負擔割合

十四 強制被保險者及任意包括被保險者ニ關スル保險料ノ負擔者及其ノ負擔割合ハ之ヲ左ノ如ク定ムルコト

被 保 險 者 十分ノ四

船 舶 所 有 者 十分ノ四

國 庫 十分ノ二

十五 任意繼續被保險者ニ關スル保險料ハ其ノ十分ノ八ヲ任意繼續被保險者、十分ノ二ヲ國庫ニ於テ負擔スルコト

十六 小額ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ船舶所有者ノ負擔スヘキ割合ヲ増加スルコトヲ得ルコト

十七 船舶ノ借入人、受寄者其ノ船舶所有者ニ非サル者ノ雇傭スル船員ニ關シテハ其ノ雇傭者ヲ以テ船舶所有者ト看做スコト

ロ 保險料ノ算定

十八 保險料ノ算定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

ハ 保險料ノ免除

十九 被保險者カ傷病手當金又ハ出産手當金ノ支給ヲ受クル場合及第六十四項各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ保險料ヲ徵收セサルコト

ニ 保険料ノ徴收

二十 船舶所有者ハ其ノ雇傭スル被保険者ノ負擔スル保険料ヲ納付スル義務ヲ負フコト但シ任意繼續被保険者ニシテ船員ニ非サル者ハ自ラ保険料ヲ納付スル義務ヲ負フコト

二十一 船舶所有者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ保険料ヲ被保険者ニ支拂フヘキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得ルコト

二十二 保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴收金ヲ滯納スル者アルトキハ保險官署ハ期間ヲ指定シテ之ヲ督促スルコト此ノ場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手数料及延滞金ヲ徴收スルコト

二十三 前項ノ規定ニ依ル督促ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限迄ニ保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴收金ヲ納付セサルトキハ保險者ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分シ又ハ滯納者若ハ其ノ財産ノ在ル市町村ニ對シ之カ處分ヲ請求スルコトヲ得ルコト

二十四 保險者カ前項ノ規定ニ依リ市町村ニ對シ處分ノ請求ヲ爲シタルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分スルコト此ノ場合ニ於テハ保險者ハ徴收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交附スルコト

二十五 督促手数料、延滞金、保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準スヘキモノノ徴收金ニ次キ他ノ公課ニ先ツコト

ホ 保險料其ノ他ノ徴收金ノ時効

二十六 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴收金ヲ徴收スル權利ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅スルコト

第六 保險給付

イ 療養ノ給付

二十七 被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ療養ノ給付ヲ爲スコト療養ノ給付ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

療養上必要アリト認ムルトキハ保險者ハ被保險者ヲ病院ニ收容スルコトヲ得ルコト

二十八 業務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ノ場合ニ於テハ治療スル迄療養ノ給付ヲ繼續スルコト

二十九 業務上ノ事由ニ因ラサル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付療養ノ給付開始ノ日ヨリ百八十日ヲ超エテ之ヲ爲ササルコト

三十 船舶所有者カ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ治療及看護ノ費用負擔ノ義務ヲ有スル場合ニ於テハ其ノ期間經過後療養ノ給付ヲ開始スルコト

三十一 船舶所有者カ前項ノ義務ヲ有スル場合ニ於テ保險者ハ必要アリト認ムルトキハ本法ニ依ル療養ノ給付ヲナシ其ノ費用ヲ船舶所有者ヨリ徴收スルコトヲ得ルコト

三十二 商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療及看護ヲ受クル期間及前項ニ依リ療養ノ給付ヲ爲ス期間ハ之ヲ第二十九項ノ期間ニ算入スルコト

三十三 療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合又ハ被保險者ノ申請アリタル場合ニ於テハ保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコト

三十四 被保險者タリシ者被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日後三十日以内ニ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ三十日以内ノ期間療養ノ給付ヲ爲スコト此ノ場合ニ於テハ傷病手当金ハ之ヲ支給セサルコト

ロ 傷病手當金

三十五 被保險者療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルトキハ傷病手當金トシテ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給スル

コト但シ業務上ノ事由ニ因ラサル疾病又ハ負傷ノ場合ニ於テハ勞務ニ服スルコト能ハサルニ至リタル日ヨリ起算シ第四日ヨリ之ヲ支給スルコト

三十六 病院ニ收容シタル被保險者又ハ乗船中ノ被保險者ニ對シテ支給スヘキ傷病手當金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得ルコト

三十七 傷病手當金ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付傷病手當金支給開始ノ日ヨリ業務上ノ事由ニ依ル疾病又ハ負傷ノ場合ニ於テハ治療スル迄、業務上ノ事由ニ依ル疾病又ハ負傷以外ノ場合ニ於テハ百八十日間之ヲ支給スルコト

三十八 疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ受クルコトヲ得ヘキ期間傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セサルコト

三十九 前項ニ掲クル者其ノ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコト能ハサリシトキハ保險者ハ之ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給シ其ノ金額ハ船舶所有者ヨリ之ヲ徵收スルコト

四十 被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際療養ノ給付又ハ傷病手當金ヲ受クル者又ハ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療及看護ヲ受クル者ハ被保險者トシテ療養ノ給付又ハ傷

病手當金ヲ受クルコトヲ得カヘリシ期間繼續シテ療養ノ給付又ハ傷病手當金ヲ受クルコトヲ得ルコト

ハ 癱疾手當金

四十一 被保險者ノ負傷又ハ疾病治療シタル時ニ於テ癱疾トナリタル時ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ癱疾手當金ヲ支給スルコト商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療及看護ヲ受クル被保險者ノ疾病又ハ負傷治療シタル時ニ於テ癱疾ト爲リタルトキ亦同シ

四十二 業務上ノ事由ニ因ル負傷又ハ疾病ノ場合ニ於テ療養ノ給付又ハ傷病手當金ノ支給開始後三年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治療セサルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ癱疾手當金ヲ支給スルコトヲ得ルコト此場合ニ於テハ療養ノ給付及傷病手當金ハ其ノ支給ヲ打切ルコト

四十三 業務上ノ事由ニ因ル負傷又ハ疾病以外ノ場合ニ於テ第二十九項又ハ第三十七項ノ法定期間ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治療セス且將來ニ於テ癱疾ト爲ルヘシト認メラルルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ癱疾手當金ヲ支給スルコト

四十四 前項ノ規定ニ依リ癱疾手當金ノ支給ヲ受ケサリシ者第二十九項又ハ第三十七項ノ法定期間ヲ經過後一年內ニ同一ノ負傷又ハ疾病ニ因リ癱疾ト爲リタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ癱疾手當金ヲ支給スルコト

四十五 癱疾カ業務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ基カサル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル期間被保險者タリシコトヲ要スルコト

ニ 分娩費及出産手當金

四十六 被保險者分娩シタルトキハ分娩費トシテ二十圓ヲ出産手當金

トシテ分娩ノ前後勅令ヲ以テ定ムル期間一日ニ付報酬ノ百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給スルコト

四十七 保險者ハ被保險者ヲ産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲スコトヲ得ルコト

産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル被保險者ニ對シテ支給スヘキ分娩費及出産手當金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ減額スルコトヲ得ルコト

四十八 分娩ニ關スル保險給付ニ付テハ勅令ヲ以テ分娩前一定期間被保險者タリシ者ニ非サレハ之ヲ爲ササルコトヲ定ムルコトヲ得ルコト

四十九 出産手當金ノ支給ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ期間傷病手當金ハ支給セサルコト

五十 被保險者タリシ者被保險者資格ヲ喪失シタル日後勅令ヲ以テ定ムル期間内ニ分娩シタルトキハ分娩ニ關シ被保險者トシテ受クルコトヲ得ヘカリシ保險給付ヲ受クルコトヲ得ルコト

五十一 被保險者ノ資格喪失シタル際分娩ニ關シ保險給付ヲ受クル者ハ被保險者トシテ分娩ニ關シ保險給付ヲ受クルコトヲ得ヘカリシ期間繼續シテ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得ルコト

ホ 脱退手當金

五十二 被保險者資格喪失ノ際勅令ヲ以テ定ムル期間被保險者タリシ者ニ對シテハ被保險者ノ申請ニ依リ脱退手當金ヲ支給スルコト

五十三 被保險者資格ノ中斷スルコトニ年以上ニ及フ場合ハ中斷前ノ被保險者タリシ期間ハ前項ノ被保險者タリシ期間ニ算入セサルコト但シ被保險者カ陸海軍ニ徵集、召集又ハ配屬セラレタルトキハ其ノ

期間ハ三年ノ期間ノ計算ニハ算入セサルコト

五十四 脱退手當金ノ額ハ被保險者タリシ期間ニ應シ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

ヘ 埋 葬 料

五十五 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ死亡者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノニシテ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬料トシテ其ノ死亡者ノ報酬日額ノ三十日分ニ相當スル金額ヲ支給スルコト但シ其ノ金額カ四十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ四十圓トスルコト

一、被保險者又ハ療養ノ給付若ハ傷病手當金ノ支給ヲ受クル者死亡シタルトキ。二、商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療及看護ヲ受クル者死亡シタルトキ。

五十六 前項ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クヘキ者ナキトキハ埋葬ヲ行ヒタル者ニ對シ前項ノ金額ノ範圍内ニ於テ其ノ埋葬ニ要シタル費用ニ相當スル金額ヲ支給スルコト

五十七 前二項ノ規定ハ船舶所有者カ商法第五百八十條第二項ノ規定ニ依リ葬式費用負擔ノ義務ヲ有スル場合ニ於テハ之ヲ適用セサルコト

ト 遺族手當金

五十八 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ被保險者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ對シ遺族手當金ヲ支給スルコト但シ業務上ノ事由ニ因リ死亡シタル場合以外ノ場合ニ於テハ勅令ノ定ムル期間被保險者タリシコトヲ要スルコト

一、被保險者死亡シタルトキ。二、療養ノ給付又ハ傷病手當金若ハ出産手當金ノ支給ヲ受クル者死亡シタルトキ。三、商法第五

百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療及看護ヲ受クル者死亡シタルトキ。

五十九 遺族手當金ノ額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

六十 遺族手當金ノ支給ヲ受クヘキ者ノ順位ハ之ヲ左ノ如クスルコト
尙第二號該當者ノ順位ハ親等ノ近キモノヲ先ニシ卑屬ト尊屬ト親等相同シキトキハ卑屬ヲ先ニスルコト

一、配偶者。二、直系卑屬又ハ直系尊屬。三、兄弟姉妹。四、其ノ死亡當時被保險者又ハ被保險者タリシ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ。

六十一 前項ノ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ルコト

一、被保險者ノ家督相續人又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニスルコト。二、標男ハ女ヨリ之ヲ先ニスルコト。三、前項第二號ニ該當スル者ニ付テハ嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニシテ庶子ハ私生子ヨリ先ニスルコト。四、前二號ニ掲クル事項ニ付相同シキ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニスルコト。

チ 給付請求權ノ制限

六十二 被保險者又ハ被保險者タリシ者自己ノ故意ノ犯罪行爲ニ因リ又ハ故意ニ保險事故ヲ生セシメタルトキハ療養ノ給付、傷病手當金又ハ癱疾手當金ヲ支給セサルコト

六十三 遺族手當金ノ支給ヲ受クヘキ者故意ニ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ第六十項ノ規定ニ依ル先順位者ヲ死ニ致シタルトキハ遺族手當金ヲ支給セス後順位者ニ支給スルコト

六十四 療養ノ給付、傷病手當金、分娩費又ハ出産手當金ノ支給ヲ受

クヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ期間當該保險給付ヲ爲ササルコト

一、陸海軍ニ徵集、召集又ハ配屬セラレタルトキ。二、本法施行區域外ニ去リタルトキ但シ保險給付ヲ受クヘキ者カ被保險者ニシテ船舶ニ乗組ミタル場合。三、感化院其ノ他之ニ準スヘキモノニ入院セシメラレタルトキ。四、監獄、留置場又ハ勞役場ニ拘禁又ハ留置セラレタルトキ。

六十五 療養ノ給付ヲ受クル者正當ノ理由ナクシテ療養ニ關スル指揮ニ從ハサルトキハ之ニ對シ支給スヘキ傷病手當金又ハ癱疾手當金ノ一部ヲ支給セサルコトヲ得ルコト

六十六 保險給付ヲ受クル者又ハ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療及看護ヲ受クル者正當ノ理由ナクシテ檢診ヲ拒ミ若ハ妨ケ又ハ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ答辯ヲ爲シタルトキハ療養ノ給付、傷病手當金又ハ癱疾手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セサルコトヲ得ルコト

六十七 詐欺其ノ他不正行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲ササルコトヲ得ルコト

六十八 被保險者、保險給付ヲ受クル者又ハ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療及看護ヲ受クル者鬪爭泥醉若ハ著シキ不行跡ニ依リ又ハ故意ニ危害豫防ニ關スル業務上ノ監督者ノ指揮ニ從ハサルニ因リ保險事故ヲ生セシメタルトキハ傷病手當金ノ全部若ハ一部又ハ癱疾手當金ノ一部ヲ支給セサルコトヲ得ルコト

六十九 保險給付ヲ受クヘキ者他ノ法令ノ規定ニ依リ國又ハ公共團體ノ負擔ニ於テ病院、病舎又ハ療養所ニ收容セラレタル場合ニ於テハ療養ノ給付ヲ爲ササルコト

リ 保險給付ヲ受クル權利ノ時効

七十 保險給付ヲ受クル權利、保險給付ノ還付ヲ受クル權利、保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ還付ヲ受クル權利又ハ船舶所有者カ保險者ニ代リ保險給付ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ費用ノ償還ヲ受クル權利ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅スルコト但シ癡疾手當金、脱退手當金及遺族手當金ヲ受クル權利ハ五年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅スルコト

ヌ 給付ノ返還

七十一 死亡者ト推定セラレタル者カ期間滿了後生存シ又ハ生存シタルコト分明ト爲リタルトキハ既ニ支給ヲ受ケタル金額ハ之ヲ返還スルコト此ノ場合ニ於テ被保險者返還スヘキ資力ナキトキハ保險者ハ返還スヘキ金額ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得ルコト

ル 給付ト損害賠償請求權トノ關係

七十二 保險者ハ事故カ第三者ノ行爲ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保險給付ヲ爲シタルトキハ其ノ給付ノ價格ノ限度ニ於テ保險給付ヲ受クル者カ第三者ニ對シテ有スル損害賠償請求ノ權利ヲ取得スルコト

第七 保健施設

七十三 保險者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ノ健康ヲ保持シ又ハ癡疾ト爲リタル者ノ勞働能力ヲ増進スル爲必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得ルコト

第八 船員保險ニ關スル特典

第三部第二篇 社會政策的施設

七十四 船員保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セサルコト

七十五 保險者又ハ保險給付ヲ受クヘキ者ハ被保險者、被保險者タリシ者又ハ保險給付ヲ受クヘキ者ノ戶籍ニ關シ戶籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得ルコト

七十六 保險給付ニ關シテ左ノ保護ヲ加フルコト

- 一、保險給付ヲ受クヘキ權利ノ讓渡又ハ差押ヲ禁スルコト。
- 二、保險給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セサルコト

第九 船舶所有者ノ義務

七十七 保險者ハ船舶所有者ニ船員ノ異動、報酬等ニ關スル報告、文書ノ提示其ノ他船員保險ノ施行ニ必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得ルコト

七十八 航海中保險事故發生シタル場合ニ於テ保險者カ保險給付ヲ爲スコト能ハサルトキハ船舶所有者ハ保險者ニ代リ勅令ノ定ムル所ニ依リ保險給付ヲ爲スヘキコト但シ船舶所有者ハ保險給付ニ要シタル費用ノ償還ヲ保險者ヨリ受クルコトヲ得ルコト

第十 臨檢及檢診

七十九 保險者ハ必要アリト認ムルトキハ保險事故ノ生シタル船舶ニ臨檢シ又ハ保險給付ヲ受クル者若ハ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療及看護ヲ受クル者ノ檢診ヲ行フコトヲ得ルコト

第十一 制 裁

八十 船舶所有者正當ノ理由ナクシテ保險官署ニ對シ其ノ雇傭スル船員ノ異動、報酬其ノ他ノ船員保險ノ施行ニ必要ナル事項ニ關シ報告

ヲ爲サス虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ文書ノ提示ヲ拒ミタルトキハ罰金ニ處スルコト

八十一 正當ノ理由ナクシテ臨檢ヲ拒ミ若ハ妨ケ又ハ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ答辯ヲ爲シタル者ハ罰金ニ處スルコト

第十二 審査ノ請求、訴願及訴訟

八十二 保險給付又ハ船舶所有者ノ代位給付費用償還ニ關スル決定ニ不服アル者ハ第一次船員保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ第二次船員保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得ルコト

八十三 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課又ハ徵收ノ處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ルコト此ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ第二次船員保險審査會ノ審査ヲ經テ訴願ノ裁決ヲ爲スヘキコト

八十四 第二十三項及第二十四項ノ滯納處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ルコト

八十五 船員保險審査會ノ組織及審査ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第五節 労働者教育施設

茲に労働者教育施設として述べんとする範圍は、一般無産者を對象として行はれるもの及び勞務者の短期の訓練講習を目的とするもの、中、政府並に公共團體の經營設置にかゝる施設に限る。所謂労働學校は労働者自身の教育運動と目すべきもの多きが故に、之を第二部第二篇第五章中に一括した。

一 政 府

この種のものに對する政府の施設としては見るべきもの殆んどなき有様である。故に本節においては從來極めて一般的教育施設として義務教育、補習教育、社會教育等に對する政府の對策の一斑を窺ふに止めたのであるが、義務教育の擴充に對しては本年中取立て、云ふべきほどの施設なく、補習教育については新なる補習教育施設費として二十八萬八千圓を計上したる外、實業専門學校長會議がこれを義務制にせよと答申したる程度に止まるようである。金解禁と資本金經濟の合理化に伴ふ切羽つまつた緊縮一天張り政策のもとでは、教育問題殊に労働者教育の如きに對して積極的な熱意の存するわけもないが、事實において教化總動員といふが如き單なる思ひ付きが、後に一連の疑獄事件の中心となつた小橋文相によつて行はれた如き、教育對策は餘りにも反動的である。教育問題といへば一も二もなく有産者子弟の教育が主要問題たる今日、この方面の施設に積極的なものゝ見出されざるはむしろ當然である。たゞかくの如く寂寥たるこの種對策の中にあつて、本年度文部省によつて主催された労働者教育協議會と、僅々一萬圓を出でぬが労働者教育補助金が決定されたことは、最近における一つの收穫と云はねばならぬ。かくて上の二件は、いづれも、從來普通成人教育の範圍を一

疑、應答、研究、討論、談話會などを行はしめて教育効果の全きを期すこと。六、講師の外に適當な指導員を設けて生徒の指導に當らしむること。七、講座は毎週二回夜間開講し約三ヶ月間連続すること。

二、社會教育

政府當局の社會教育に對する方針は次第に擴充に向ひつゝあると見得る。所謂労働者教育の方面にも多少の轉換を試みつゝあることは上述の如くであり、更に從來の普通學務局社會教育課が豫算に經費五萬圓を計上し本年六月より社會教育局に獨立したこともその擴充の一端と見得る。社會教育局の管掌事務は左の如くである。

社會教育局分課規定

- 青年教育課——分掌する關係事項は下の如し。一、青少年團體、二、青年訓練所、三、實業補習學校、四、青年訓練費國庫補助、五、實業補習教育費國庫補助、六、壯丁教育調査、七、其他青少年教育。
- 成人教育課——分掌する關係事項は下の如し。一、成人教育、二、圖書館、三、博物館その他觀覽施設、四、社會教育團體。
- 庶務課——分掌する關係事項下の如し。一、映畫、二、民衆娛樂、三、圖書の認定及び推薦、四、生活改善、五、法人、六、他課に屬せざる事務。

二 府縣及公共團體

この種の對労働者教育施設として本年度に行はれたるもの主なるものを拾ひ上げれば左の如くである。

▲福岡縣社會教育課主催・工場鑛山労働者教育講習會——於三井郡善導寺、自二月十九日至二十二日。會員定員百五十名。

▲福岡縣主催・第四回縣下工場鑛山労働者教育協議會——於八幡市大谷製鐵所人事相談所會議室、二月一、二日。縣下各地代表者百二十名外、關係課長主事等出席、縣の諮問事項たる「最近思想の傾向に鑑み労働者教育上特に緊要なる施設について」其他を議題として協議す。

▲山形縣、労働講座——山形、米澤、鶴岡の三市に於て夏期講習として舉行。

▲福岡縣社會教育課主催・工場鑛山労働者講習會——十一月二十三日より四日間、於福岡市外百道松原社會教育會館。講師は田澤義輔宮澤說成、松元稻穂三氏。▲山口縣社會教育課は縣下幽遠の地三ヶ所で縣下労働者修養會を開催する計畫を發表す(十二月)。

▲横濱市教育課は労働者教育實施のため市役所に市内職工百餘名工場代表者十四名を招き具體策を協議し、來年一月より實施することに決定した。

▲大阪府工場衛生研究會・婦人労働者講習會——十二月六日より四日間、於大阪市天王寺區谷町、從來男子のみに限つてゐた工場労働者講習會を婦人方面に及ぼさんとする計畫である。

第二章 農業労働者に對する施設

農業労働者に對する施設對策は從來と何等異なる處なく、農

業保險法、小作法、肥料の國營、農事電化、自作農創定等々の題目が唱へられてゐるに過ぎない。小作法の如き草案が既に前年發表せられてゐるし、農民大衆の要望切なるものがあるにも拘らず、尙ほ實施に至らない状態である。小作農經濟の唯一の安定策なるかの如く宣傳され、實施されてゐるものは自作農創定維持である。當局の發表する處によれば、該施設の實施以來小作爭議が根絶する、生産高も増收する、農事改良に精勵する、農村の健實なる氣風も作興する、年賦金の怠納者も殆どない等々小農經濟安定の萬能藥のやうに効果が擧げられてゐる。現在では唯一無二の施設として謳歌されてゐるにしては、本制度の創設以來創定維持面積の餘りに僅少なること及び小農を代表する農民組合等の之に反對態度を表明してゐること等を指摘せねばならん。畢竟それは小農の福利を増進するものではなく、寧ろ反對に結局に於て、地主階

第一節 政府の施設

一 自作農創設維持成績

補助施設による自作農創設維持事業に關し、昭和三年度に於て各道府縣に融通せられた資金は一千四百四十八萬圓にして、昭和元年より同三年迄に融通せられた總額は三千三百四十四萬圓に達するのであるが、之による事業實施の成績を各道府縣の報告に基き取纏めたものは左記の如くである。尙ほ昭和四年度の融通金額は千五百萬圓である。

(一) 創設維持面積

昭和三年度に創設維持せられた面積は六、一二六町餘部であつて、昭和元年及二年度の創設維持面積を合算すれば累計一三、八八八町餘部に達する。之を表示すれば左の通である。

昭和三年度に創設維持せられた面積は六、一二六町餘部であつて、昭和元年及二年度の創設維持面積を合算すれば累計一三、八八八町餘部に達する。之を表示すれば左の通である。

年 度	田		畑	其 他	計	宅 地
	同	同				
昭 和 元 年	二〇、一六一・三〇八	九、九〇九・四三九	五、七三五・九一一	三三、八〇六・七七八	八七・三三四	
昭 和 二 年	三三、五八四・六〇八	一八、〇〇八・三二六	七、三三五・三〇一	四三、三三八・五〇五	一三八・八二八	
昭 和 三 年	三三、七七・五一一	二六、七七・六一一	六、七七一・〇六	六〇、一五三・三三八	一七九・五三三	
計	七六、四六三・四二七	五四、六六五・七〇六	五、一五八・三二八	一三六、二八七・五三一	三九五・七〇四	
昭 和 元 年	五三・二一九	一〇一・五〇三	—	六三・六二二	—	
昭 和 二 年	四九・一八〇	一五三・七二五	—	六四・五三七	—	
計	一〇二・四九九	二五五・二二八	—	一二八・一四五	—	

同	三	七四六・三二〇	一八二・七二五	九三八・一〇五	二・九三五
	計	一、七五九・三二一	四三六・〇二五	二、一九五・三三四	四・一〇六
合	計	七八、三三・八〇八	五五、一〇一・七一九	五、一五八・三八八	一、五八、四八二・九二五
					三九九・八一〇

前表に示す様に昭和三年度の創設面積は田地三千二百七十餘町歩、畑地二千六百七十餘町歩、其の他の土地約六十九町歩外に宅地約十八町歩であつて、既往年度分の創設面積を合すれば田地約七千六百四十六町歩、畑地五千四百六十六町餘歩其の他の土地約五百十六町歩合計一萬三千六百二十八町餘歩及其の外に宅地約四十町歩を創設したることとなる。

(二) 創設維持人員
昭和三年度に於ける創設人員は一萬五千八百四十人(内二十五人は宅地のみ創設)維持人員三百六十三人、合計貸付人員一萬六千二百三十人となり既往三年間の累計を見るに創設に於て三萬七千八百十九人、維持に於て八百六十人總計三萬八千六百七十九人となる。

次に維持面積は田地約七十五町歩、畑地十八町歩、宅地は僅に約三反歩であつて之に既往年度分の維持面積を合すれば田地約百七十六町歩、畑地約四十四町歩合計約二百二十町歩外に宅地四反餘歩となる。更に昭和三年度迄の三年間に創設維持せられた總面積は田地約七千八百二十三町歩、畑地約五千五百十町歩、其の他の土地約五百十六町歩、合計一萬三千八百四十八町餘歩外に宅地約四十町歩となるのである。

(三) 一人當創設維持面積
一人當創設維持面積は購入價額四千圓に相當する土地面積の範圍内であつて左の表に示す通であるが、一人當の平均を見るに創設に於て昭和三年度は三反八畝歩既往三年間の平均は三反六畝歩となり、維持に於ては二反六畝歩となる。今創設維持面積廣狹別人員及一人當反別を表示すれば次の通りである。

種	別	一人當創設維持反別(宅地を除く)								
		一反以下	二反以下	三反以下	五反以下	一町以下	一町五反以下	三町以下	三町以上	計
創	昭和元年度	二、二九〇人	五、六一三	一、八七七	一、四三三	八四三	九三	五	九三	一〇、三一九人
	同 二年度	一、七九八	四、二七六	二、三三九	一、八六一	一、〇八〇	一、二七	一〇五	一七二	一、二、六四五
設	同 三年度	二、三七四	五、五七四	二、九九九	二、七五九	一、四六五	一、九七	一三八	二八四	一、五、八一五
	計	六、四六二	一五、四六一	七、一〇五	六、〇七三	三、八八八	四、〇七	二九六	五、四七	三、七、七七九

山梨(一〇)の諸縣の順序である。尙此の種組合の設立あると否とを問はず各府縣に於て其の必要を認め之が指導獎勵を爲しつゝあるから、貸付資金の累増と相俟つて漸次普及増加するに至るべく、現在に於ても右の外組合類似の施設八道府縣に於て二十五、目下計畫中の組合四縣に於て十九ある。

組合の組織地域に就て見るに町村單位のもの四百二十七組合、一乃至數大字を單位とするもの八十四組合、郡一回を單位とするもの一組合あり又借受資金の種類に依り分つときは國庫補助施設に依る資金借受者が主となりて組織するものが大分であつて其の數四百九十八組合、補助施設以外の資金借受者の組織するものは少數であつて僅かに十四組合に過ぎぬ。

次て組合員の種類に就て見るに國庫補助施設に依る資金借受者九千五百九十九名、同資金借受希望者三百十二名、國庫補助施設以外の資金借受者二千三十二名、土地賣却地主其の他趣旨に賛同して加盟せる者百六十二名に分つことが出来る。

組合の役員としては組合長、副組合長の外若干名の幹事(理事又は世話役と云ふものあり)を置くを普通とし組合長には町村貸付のものにありては町村長、産業組合貸付のものにありては産業組合長之に當るもの最も多く組合員の互選、賣却地主等之に當るものもあり副組合長、幹事(理事又は世話役と云ふものあり)等には組合員の互選に依るもの、町村助役収入役、役場書記、産業組合役員等之に當る。尙少數の組合に在りては地主、町村長、産業組合長其の他の會議者を顧問とするものもある。

組合の大多數は資金借受後之を機として自發的に又は産業組合、町

村當局、府縣當局等の指導幹旋に依り設立されたるものにして豫め組織して資金の借受を申請せるものは極めて少數である。即ち前者の五百二組合なるに對し後者は僅かに十組合に過ぎぬ。

組合の事業狀況を見るに各種各様にして一律に言ひ難きも其の殆んど全部は年賦金の積立及其の共同納入、備荒、共濟等の爲の資金の積立、農事の改良其の他の互助施設を爲して居る。

年賦金の積立方法は地方の事情即ち養蠶地、米作地、蔬菜栽培地等に應じて現物又は現金を年一回乃至數回或は各月等に一定の割合を以て組合に納入せしめ、之を各個人名義の貯金等と爲し置き、償還期日に至り組合長の手によりて一括納入するを普通とし、稀には從來の小作料米を其の儘積立て、年賦金に充て殘餘ある場合は之を備荒貯金とせるものもある。

備荒、共濟等の資金としては年賦金の積立に依る利子又は年賦金の年一割或は二割又は反當年幾何、毎月一人幾何等を年賦金と同時に又は別途に積立を爲すを普通とし、中には一ヶ年分の償還金額に達する迄或は其の額が未償還元金と同額に達する迄乃至自己耕作反別の二分の一又は三分の一以上を購入したる場合のみ之を爲す等の制限を附するものもある。

而して年賦金又は備荒共濟等の積立は現金に依るものによりては産業組合預金、郵便貯金等と爲すもの多く現物に依るものによりては農業倉庫或は地主の倉庫等に委託し置き組合の手によりて共同販賣するを普通としてゐる。

尙購入地全部を共同耕作し其の收穫物を以て年賦金の支拂を爲し殘餘を積立てて組合員の自作農地購入資金、肥料、農具等の購入資金と

して貸付くるもの（二組合）、組合の共同耕作地を有し之より得る収益を以て備荒、共済、農事改良、肥料購入資金等に充當するもの（三組合）等がある。

其の他組合は自發的に相協力して熱心に其の發展を圖り共同經營、共同作業、副業の増殖、租税の共同納入、講演、講習、品評會の開催、農事視察等に依る知識技術の向上等農事の改良に努め、年賦金又は備荒貯金の積立の如きは自作地の増収又は副業収入を以て之に充當し得るに至れるものすらあり或は又組合員中疾病等に依り耕作に支障を來すが如き場合には物資又は勞力の提供に依り相扶けて自作農の維持を爲し更に進んでは道路の修繕、神社の維持等部落の改善に盡すものも亦尠からず多方面に亘り多大の成果を收めつゝあるものもある狀況である。

三 農業倉庫

昭和四年十二月末現在全國農業倉庫數は二千六百九十一に達し、經營主體内譯は産業組合の經營に依るもの二、四三二にして最も多く、農會（九〇）、公益法人（二八）、町村（一三）の經營のものは減少の傾向を示してゐる。

次に、棟數及び收容力を示せば次の通りである。

棟數	建坪	收容力			
		穀物	砂糖	繭	
五、〇九七 <small>棟</small>	二〇六、六四九・八四 <small>坪</small>	一五、三〇五、〇九三 <small>俵</small>	五、三九二 <small>俵</small>	二、七三三、七三三 <small>貫</small>	

因に、本年五月農林省に於ける地主主任官會議で、農業倉庫の機關

刷新に關する方策として次の如く決定した。

- 一、農業倉庫の經營主體は産業組合の手に制限するやう法律を改正すること。
- 一、農業倉庫も勅令指定物品を相當擴張すること。
- 一、農業倉庫の建設獎勵金を増額し諸設備の助成の方法を講じまた政府米の買上に付ては農業倉庫に優先權を附與し且つその受渡は農業倉庫を指定するなど助長方策を講ずること。
- 一、農業倉庫寄托物金融の圓滑を期すること。

四 米穀調査會の設置

大正八年七月、時の政府は臨時財政經濟調査會を設置して「糧米の充實に關する根本方策」に付諮問し、その答中に基き、大正十年第四十四議會に米穀法案を提出して、協賛を得、大正十年四月から之を施行したのである。

大正十年以來米穀法の運用により、極力需給の圓滑と價格の安定に努めたる結果相當の効果を收め得たのである。

しかるに内地に於ける米の産額は大正十年には五千五百一八萬石であつたが、昭和三年には六千三十萬二千石即ち約一割近くの増収を示すに至つた。けれども我國人口の増加と國民の生活向上に伴ひ、米の消費を増加し來つて、大正十年には六千五百二萬九千石であつたが、昭和三年には七千二十九萬九千石となり、約八分の増加となつたものである。

かくの如く内地の産米は漸次増加し來つたと云ふものゝ

一面需要の増加に伴はない爲に、その不足は朝鮮米、臺灣米及外米等の輸入に依つて之を補ひつゝあるのであるが、その輸移入額も亦今日では、米穀法制定當時に比し二倍以上に達するの状態である。今大正十年以來の生産、消費及輸移入の趨勢を示せば左の通りである。

内地に於ける米の生産消費及輸移入數量 (單位千石)

年次	内地米生産額	指數	外米輸入額	指數	鮮米移入額	指數	澁米移入額	指數	内地消費額	指數
大正十年	五五、一八〇	100	八二六	100	二、九〇四	100	一、〇三四	100	六五、〇三九	100
同十一年	六〇、六九三	110	三、七九一	四六	三、一三六	一〇八	七四〇	七二	六三、八七〇	九七
同十二年	五五、四四四	100	一、六二〇	一九九	三、四三三	一二九	一、一三一	一〇三	六六、七三三	一〇二
同十三年	五七、一七〇	一〇四	三、三二六	四〇八	四、五四七	一五七	一、六五八	一六〇	六五、七八九	一〇一
同十四年	五九、七〇三	一〇八	五、一五六	六三九	四、四二八	一五三	二、五三三	二四四	六七、〇六〇	一〇一
同十五年	五五、五九二	101	二、二四一	二六三	五、二二三	一八〇	二、二八六	二二一	六八、二三八	一〇五
昭和元年	六三、一〇四	一二三	四、二一八	五〇六	五、九〇三	二〇五	二、六三七	二五五	六七、一八〇	一〇三
同二年	六〇、三〇二	103	一、七五三	二二五	七、〇六九	二四三	二、四三〇	二三五	七〇、二九九	一〇八

殊に最近に於ける我が國の米穀の供給は、朝鮮に於ける産米増殖計畫の實現と、臺灣に於ける蓬萊米の發達とに因り從來とは著しくその趣きを異にして居り、其他現在に於ける我國の米穀事情は、米穀法制定當時に比し著しく異つて來たので、之が調節方策に付ても、更に根本的に調査するの必要があるのみならず、一面今日迄米穀法の運用及過ぐる關東大震災に於ける米穀の焼失等に依り生じたる損失金補填の方法等に付ても亦充分なる調査攻究を要するので、此等の重要事項

五 農業經營上の各種獎勵金

昭和四年度に於ける農業經營上の各種獎勵金中十萬圓以上のものに付て種別と金額を擧ぐれば左の如くである。

り仲買人又は地方問屋の手を経由して貿易港に於ける仲買人又は問屋の手に移り更に貿易商を経て海外に輸出せられつゝありて生産者が産地にて賣渡す場合は勿論其他貿易港渡にて賣渡す場合に於ても海外市況を知るに由なき爲貿易商により利益を壟斷せられつゝある實狀にして近時農會の斡旋により漸次その弊を除去し來りたるを以て今後一層農會を活動せしめ配給組織を改善して中間機關を排除するの必要あり故に一面全國出荷團體を助成統制して輸出貨物供給を計ると共に他面に於て生産者の共同輸出組織を完成するの必要あり。

今後輸出を促進する爲には從來の海外市場に販路を擴張するのみならず更に新なる天地に販路を開拓するの必要切なるものあり。

依て如上の目的達成の爲政府に於て左記事項に關し方策を講ずるの必要あり。

一、農村生産物の増殖改善、包裝、荷造等に關し指導を周密にし、共同作業場の設置を助成し、且經營上必要なる低利資金の供給を潤澤ならしむること。

二、輸出貨物の規格を統一し、輸出検査法を制定して検査を勵行し粗製濫造の弊を防止すると共に輸出商人の不正行爲を取締ること。

三、海外貿易上低利資金の供給を潤澤にし金融の圓滑を図ること。

四、農村生産物輸出の擴張及開拓に對し輸出補償制度を樹立すること

五、輸出入植物取締法に依り検査の必要ある港にして未だその設備なき港に對して速に施設を講ずること。

六、在外本邦領事館商務官、貿易通信員等の機關を充實して其の聯絡を圖ると共に更に海外樞要の市場に農務官等を置き輸出品の需要及競走品の狀況並に嗜好流行の變遷其他一般市況の調査報告をなさし

むること。

七、政府は帝國農會に助成し海外駐在員を設置せしめ、政府派遣員と協調して海外に於ける市況調査新販路の開拓廣告、宣傳、見本市の開設、試賣並に販賣斡旋をなさしむること。

第三章 中間階級者に對

する施設

引續き經濟界の不況殊に、緊縮政策に伴ふ合理化の徹底は、中間階級者の窮乏化を愈々促進せしめた。これが救済のため施設を行ふことは政府としては明かにデレンマに陥つたものであつたが、さりとて事態の急は何等かの案なき能はず。かくして中間階級失業者救済の如きが本年度下半年期における當局の重大なる對策の一となつたわけであるが、これらの施設について第四部社會事業第二篇社會事業施設の部分に一括したから茲に繰返へさない。尙ほ、第三部第一篇第四章「中間階級に對する雇主側の施設及對策」において述ぶるところも亦本章の内容たるべきものと重複せる所多きが故に同章の参照をも乞ふ。

第四章 婦人労働者及職業

婦人に對する施設

本年度における婦人労働者に対する施設の重なるものは第一には深夜業禁止が實施期に入つたこと、次で工場法第二十四條の改正、工場附屬寄宿舎規則の改正等である。但し深夜業禁止は法規制定の當然の結果たるものであり、この意味に於ては本年度における政府當局の施設とは云ひ難い。

第一節 婦人労働者に対する施設

工場法(第二十四條)の改正——法律第二二號による工場法の改正については第一節において詳記した。本法は差當り非適用工場中最も就業時間長くその弊害顯著なる織物業及之と略同様の状態にある撚糸業に限りその適用範圍を擴張せんとするものであり、これがため五月十八日内務省令第十六號を以て工場法施行規則中左の通り改正された。

第二十七條 工場法第一條ニ該當セサル工場ニシテ原動力ヲ用ヒ織物又ハ撚糸ノ事業ヲ營ムモノニハ工場法第三條、第四條、第七條、第八條、第十四條及第十八條乃至第二十三條並本則第二條、第四條、第十一條、第十二條第二項、第二十一條及第二十二條ノ規定ヲ適用ス前項ノ工場ノ工業主ハ十六歳以上ノ職工ニ付其ノ住所、氏名及生年月日ヲ記載シタル名簿ヲ調製シ工場ニ備付クルコトヲ要ス本名簿ハ工業労働者最低年齢法第三條ニ依ル名簿ト合併スルコトヲ妨ケス。

附 則

本令ハ昭和四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十七條 第一項ノ工場ノ工業主ハ本令施行後二年間ハ十六歳未

第三部第二篇 社會政策的施設

満ノ者及女子ノ一日ノ就業時間ヲ十二時間迄延長スルコトヲ得
かく本改正は差當り婦人労働者に最も關係深きものである左に本法によつて工場法における就業時間、休憩、休日に關する規定の擴張適用さるべき織物及び撚糸の工場數及び職工數をかゝけておく。

現在の適用工場(昭和二年十月現在)	工場數	職工數
原動機を使用する(昭和二年七月現在)	五、九三三	一、六六七、四七三
非適用工場	九三、一三三	二、三六、六〇二
總數	九九、〇六六	四、〇三三、八七五
織物業及撚糸業	一〇、九七七	五〇、〇三一

工場附屬寄宿舎規則の改正

八月二十三日附内務省令第三十六號を以て公布せられた工場附屬寄宿舎規則の改正は、工場附屬寄宿舎に收容される職工が現在のところ大部分女工によつて占められてゐる事實から婦人労働者に最も關係深きわけであるが、右につきては第一章第一節に詳記したから茲に再記せず同節の參照を乞ふ。
工場危害豫防及衛生規則の實施——第一章第二節の參照を乞ふ。

深夜業の廢止——本年度より深夜業の廢止が實施され幾多の女工、少年工が深夜の繰業から解放されたわけであるが、政府の施設といふ意味に於ては既に法律公布の當時(昭和三年版)本年鑑に記述したところである。深夜業廢止後の労働狀

態についてはこれを第一部に於て述べた。

第二節 職業婦人に對する施設

所謂職業婦人に對する政府若は地方官廳の施設としては殆ど見るべきものなし。本年度に於ては大都市に於るカフェーの發展が女給問題をも含めて種々の問題を提供したが之に對する當局の對策は主として社會風教の見地からする風紀取締であり、この點は東京大阪を始め各地可成り手厳しい對策が講ぜられた。然し職業婦人としての女給の生活問題に就ては意外に取締粗漏であつた様に見受られる。只從來女給に對する大なる搾取となつてゐた所謂「お出錢」の禁止の如きは、警視廳の業主取締として一の見るべきものであつた。参考のため警視廳當局のカフェー、バー取締要綱中主なる項目を掲ぐれば左の如し。

- 一、新規營業及び移轉を不許可とするものは（イ）市街地にありては百米以内その他の場所では五十米以内に同種營業所あるとき。（ロ）百米以内に學校あるとき。（ハ）構造設備が左記に該當するときは改造を命じ若しくは不許可とすること。（A）別室または隔壁にして風紀を紊る虞あるとき（B）客用の浴槽または舞臺を設くるもの（C）照明著しく暗きものまたは異様にわたるもの。
- 二、營業者には左記事項を嚴守せしむること。（イ）營業時間は午後十二時限り（ロ）客の誘引をなしたまはなさしめざること。（ハ）女給をして客と同伴外出せしめざること。（ニ）女給をして藝妓類似

の行爲をなさしめざること。（ホ）客の求めざる飲食物を提供しまたは食券招待券等の押賣をなさざること。（ヘ）女給より出錢その他名義の如何に拘らず金錢物品を徴收せざること。

次に職業婦人に關する職業紹介の方針は從來明確を缺いてゐたが、昨年度内務大臣の諮問「女工其他婦人の職業紹介に關し其實績を擧ぐるに最も有效適切なる具體的施設」に對し中央並に各地方職業紹介委員會は「女工其他婦人の職業紹介施設改善要綱」を答申したことは昨年度本年鑑第四部第二篇第二章に述べたところである。本年十一月大阪市社會部は職業紹介委員會を開き、市立職業紹介所その他公營紹介所に於て職業婦人を紹介するに當つて如何なる方面に紹介すべきかに就き協議したが、参考のためその協議の要領を摘記すれば左の如くである。

- 一、派遣婦の紹介は原則として通勤で午後九時かぎりのもを選ぶこと。一、住込みを紹介する場合は求人者の世帯員および求職者の年齢などに考慮を拂ふこと。一、求職者に對しては別に登録の方法を定め就職、不就職について毎日かならず紹介所に通知させること。一、勤務の内容と勤務時間によりあらかじめ賃銀を定めること。一、求職者保護のため宿舍の施設を講じあはせて職業輔導の方法を講ずること。一、女給の紹介については大阪府取締規則を嚴守する雇傭主のうちとくに適當なりと認むる定額の給料を支

持するものを選ぶこと。一、女給の勤務時間は午後十時を限りとするもの。一、酒間の斡旋は對座式によらないもの。一、簡楚な制服の定めあるもの。

第五章 少年労働者に對

する施設

本年度における少年労働者に對する政府の施設として擧ぐべきものは、工場法第二十四條の改正と之に伴ふ工場法施行規則の改正、工場附屬寄宿舎規則の改正、工場危害豫防及衛生規則の實施等であり、無論これらの事項は少年労働者のみに對する施設ではないが保護職工にとつては特に密接の關係あるものである。而してこれらに就ては第一章第二節、第三節並に第四章に詳記したから茲に省略する。深夜業禁止につきては前章第一節參照。

第六章 海外移民に對する施設

一 政 府

政府の移民施設は本年度において特に伸張の跡ありとは認め難い。海外移住組合は未だブラジル政府の承認を得ず、依

然として創立草々からの行詰の状態を持續してゐる。そのブラジルにおける代行機關としてのブラジル拓殖組合創設の氣運のみが一つの打開策としての希望を持たしめる。尙ほ多年の懸案であつた拓務省の新設が我が海外移民施設に對して何等かの轉回を齎らすであらうことは期待し得るところであるが、本年度においては未だ對策の新味あるものは發見せられなかつた。以下、本年度における移民施設に關係ある主なる事項を略記する。

拓務省の開設

難産の拓務省は漸く本年六月田中内閣を産婆役として生れた。六月十日官制公布され最初の拓務大臣は田中首相が兼攝した。官制公布と同時に政府は同省開設に關する聲明書を發したが、聲明書中移民施設に對して叙ぶるところは左の如し。

『……圓滑なる海外移住を計り、これが獎勵、保護、指導などにあたり、その關係するところ廣汎なるがため行政機關多岐に分れ、事務の連絡統一において全からず、さらにわが國現下の要務たる海外における諸般企業の指導、獎勵、助成などに至つてはこれに關する行政の機能をさらに發揮せしめ、もつて國運進展の須要に應ずるの急務に切なるものあり。これ拓務省の重大なる本務として、移植民に關する事項および海外拓殖事業に關する事項を掌理せしめ、もつてわが國民の海外に於る平和的發展に資せんとする由になり……』。

拓務懇談會

拓務省は將來の拓務行政の方針に資するため九月九日拓務關係の實業家、學者、兩院議員、等を招き拓務懇談會を催した。本懇談會は將來設置さるべき拓務審議會の前提として重視せられたが、次回より一、朝鮮臺灣關係、二、移植民問題、三、海外企業問題に關する三委員會に分つて研究を進むることとなつた。松田拓相の挨拶中移民問題に關する部分の要旨をかゝぐれば左の如くである。

『……移植民の海外渡航に付ては海外移住思想の普及宣傳、海外事情の紹介、移植民後援團體の助成、移植民に對する教養その他の精神的保護、渡航に關しましては移住地に於る經濟的保護及び衛生的保護等につきまして現状を以つて必ずしも足れりとして満足致しざるものではありませぬ。幾多の施設を必要と致しますがこれ等は願を遣つて完璧を期したいと考へます……』

海外移住組合

海外移住組合の本年度における趨勢は次に掲ぐる聯合會總會における議案並にその協議の模様に窺はれ得る。尙ほ昨年末總會において決定した勞働移民から企業移民主義への方角轉換は、本年に入つてブラジル政府の意向に添はず早速難關に遭遇したことは第一部第六篇勞働移民狀態の中に述べたところである。

海外移住組合聯合會總會——一月十六日、内務省社會局において開催。田付聯合會理事長外各組合理事出席。主たる議案は豫て懸案

になつてゐた代行機關設置に伴ふ有限責任ブラジル拓植會社創設の件である。當日の議案に關する協議の大略は次の如し。

一、代行機關の創設

代行機關の設置は移住民の輸送上の見地から理論的に議論が紛糾したが、實際に實行する上に於て結局各組合の希望を參酌して聯合會提出の原案通り決定した。即ち日本の作つた法人が外國に於いて拓植事業をなすには遠隔の地であるがために仕事を實行する上に於て不便と支障があり、且行動の迅速を期し難いが故に、外國の法律によつて造つた法人によつて聯合會の拓植事業を行ふことが實際的に便利であるといふ見地から新に有限責任ブラジル拓植組合を設置し定款を設定すること。

二、分讓土地の價格決定

ブラジル政府ならびに地主との交渉成立して新に購入したアリアンサ・バトスト・チエテの約十六萬九百二十五町歩の土地はすでに森林、道路の開拓準備が成つたので第一渡航移民は一家族二十五町歩を單位として土地割當その他價格を決定すること。

三、本年度の移住者渡航

本年四月移住する渡航團體の仕事は海外興業株式會社に委託すること。

四、昭和四年度歳入歳出豫算の決定

二 府縣及公共團體

本年度中各府縣における海外移住組合若くは海外協會の設立は例年に比して不振であつた。尙ほ海外協會中央會は、内

務省社會局の協力を得て三月十六日海外協會中央會長分井五介氏の名を以つて現に海外協會の設置を見ざる地方長官宛に之が促進方依頼の通知を發した。依頼先道府縣は北海道、東京、京都、大阪、神奈川、新潟、群馬、高知、千葉、茨城、栃木、奈良、愛知、大分、滋賀、岐阜、宮城、岩手、青森、山形、宮崎、秋田、福井、鳥取、島根、徳島、愛媛、埼玉である。

▲大分縣海外協會發會式舉行(三月)。▲愛知縣海外協會設立評議會、滿場一致設立を可決、會長は小幡知事就任(三月)。▲徳島縣海外移住組合創立協議會、創立を可決す。事業は南米ブラジルに土地を購入し昭利四、五、六の三年に亘り縣下より二百家族の農民を移住せしめることに決定(五月)。▲沖繩縣海外協會は那覇市に移民收容所設立の計畫を樹立す(五月)。

第七章 移入民に對する施設

我國內地への移入民は殆んど總てが朝鮮人と目すべきが故に、移入民に對する施設といつて實際は對内地鮮人並に對渡航鮮人施設に他ならない。而して内地在住鮮人の状態、運動、等が第一部既述の如き有様であるから、これに對する施設は當然に融和、救濟、教化、等の方策として現はれる。而してこれら鮮人問題の解決策として近時は政府或は府縣當局の行ふ施設も漸次進展し來つたと云へ、尙ほ多くは民間有志若

くは鮮人自身の自立的企圖に依るものである。渡航鮮人に對する内地當局の方針は一途に渡航者の制限に向ひつつある。これは一面内地労働者の失業問題に絡らんだものであるが、他面また内地在住の朝鮮人失業防止の目的をもつもので、このために雇傭者の證明がなければ労働目的の鮮人の内地入りは一切許可せぬこととしたが、事實は尙ほ多數の潜航者を出し、下關水上警察特別高等當局は依然取締對策に苦心せる有様である。府縣當局の本年におけるこれらの對策としては多くの報告に接しない。

▲第二回福岡縣内住鮮人保護協議會——二月廿日、福岡市第一公會堂にて開催。諮問事項は「内鮮人融和に關し必要なる施設如何」。協議事項としては「朝鮮人指導につき最も困難と思料せられる事項を承り度し」「朝鮮人の労働能率につきその實情承りし」「(以上縣提出)他十一項に亘る。▲奈良縣下五千の朝鮮人に相互扶助機關を組織さすべく縣當局より懲恤する計畫を樹立した(六月)。▲福岡縣當局は社會事業團體と提携して鮮人の掘建小屋に代る鮮人住宅を建設すべく準備調査を行つた(七月)。

第三篇 労働者運動對策

第一章 工・鑛・交通業労働者

運動對策

第一節 労働争議対策

労働争議調停事務打合會議

本年度標記會議は十月十、十一日の兩日に亘り社會局に於て開催、出席者は社會局長官、労働部長、勞務課長、北海道外四十五廳府縣の調停課長若しくは調停事務取扱主任官等。同會議における社會局長訓示の概要並びに労働部長の指示、廳府縣提案事項は左の如くである。

【社會局長官訓示】「……労働争議調停の事務は現在我國の行政事務中甚だ肝要であり、而もまた最面倒なものと存じます。労働争議に基く國家社會の損害が時として莫大なるものがあるのは内外幾多の實例の示すところであります。而して之等の災難を未然に防止し、又は既に最少化することに力を致すことは調停事務の中心であります。然るにこの仕事に關しては他の行政事務と異り證據すべき法令の規定が甚乏しく或は法令では規定し得ないものが多いのであります。調停官吏には一般官吏に見る如きその事務執行に關して権限等が與へられておりませぬ。加ふるに國費を以てする人件費事務費等も決して潤澤であるとは申されませぬ。今日労働争議調停事務の實績の擧れることに付て慶賀致します。反面に於て更に各位の不斷の尋常ならざる御努力と御苦心とに對して私は深く尊敬と感謝の意を表したいと存じます。

我國に於て經濟界が連年不況續であり、旁今回は財政立直の必要から朝野を擧げて所謂緊縮政策の實行を強調することに相成りまし

たが、之等各種の事情に伴つて工場鑛山其他の事業の縮少休止廢止等が頻に行はれ、尙之に關聯して労働争議の發生を見ることが近時著しく多数に上つて來ました。言ふ迄もなくかかる場合に於ける労働争議は感情の行違や事實の誤解に基くものは寧ろ尠いので、眞に避け難くして而も深刻なる内容を有する労働賃銀の低下或は労働者解雇といふが如き事柄に發端するのであります。斯の種の労働争議の豫防乃至解決の方策は偏に勞資兩者の忍耐或は我慢に俟つの外ないと考へられるのであります。好景氣時代に相共に利福を頌ち合ひ不況の際に亦相共に損害を負擔して行くところに眞の勞資協調が存在するものと思ひます。この邊は平生勞資兩者に接近する機會の少くない各位より充分勸説せられるやう希望致します。労働争議に際して労働者の解雇を見ることが尠くないのは常に遺憾なものと考へてゐます。失業問題の面倒なる今日に於ては、労働者の解雇は直ちに労働者の生活の糧道を絶つことになりす。本件に付ては切に各位の御留意を頂き左様の事柄が起らぬやう萬全の策を講じて頂きたいと思ひます……」。

【指示事項】一、労働争議の防止に關する件。一、公益事業に於ける労働争議に關する件。一、調停條件に關する件。一、事務連絡に關する件。一、労働争議に伴ふ労働者の解雇に關する件。一、團體交渉團體協約其の他の調査研究に關する件。

【廳府縣提案事項】一、労働争議調停法第一條第一項第五號の勅令發布に關する件(警視廳)。二、調停豫算に關する件(警視廳、兵庫縣、岡山縣)。三、労働關係法規判例輯録の件(兵庫、岡山縣)。四、講習會開催に關する件(警視廳、岡山縣)。五、労働組合法施行事務

に關する件(和歌山縣)等。

争議調停の趨勢

勞働争議調停法は大正十五年七月から實施せられ本年十二月を以つて滿三ヶ年を経過したわけであるが、本年まで本法に依つて調停委員會を開設した事例はなかつた。然し直接法律には依らないが同調停法の精神に則り第三者即ち調停官、警察官、その他の官公吏が争議當事者間に介在して所謂事實調停に依つて解決される事例は次第に増加の傾向にある。かくの如き、調停法に依らずして而も調停者の關與せる争議の本年における趨勢を昭和三年と比較すれば大略次の如くである。

	昭和四年	昭和三年
勞働争議發生件數	一三五	一〇三
調停者關與争議件數	六一	三〇
(右件數を調停者別に見れば)		
調停官吏の關與せしもの	一六	一六
警察官吏の關與せしもの	九〇	三六
其の他の官吏の關與せしもの	九	九
市町村長その他公務員の關與せしもの	三七	三四
其の他	一七	一三
調停の成否	成	三四〇
	否	一〇

第三部第三篇 勞働者運動對策

第二節 勞働運動對策

近年における勞働運動の急速なる進展がこれに對する政府の對策をして逐年硬化せしめつつあること、而して昭和三年三月十五日の所謂日本共產黨檢舉事件を機縁としてその反動的對策が未曾有の彈壓となつて現はれたことに就ては昨年度本年鑑に詳記した如くである。昭和四年に入つてはその確立せられたる特高警察網は愈々完備し、殊に極左勞働運動を完全に地下に追ひつめ、而も尙ほ不斷の警備を怠らなかつた日本共產黨再度の檢舉たる所謂四・一六事件は本年度の表徴的事件であつた。田中反動内閣が退場した本年下半期においては、表面上著しい檢舉事件はないが、その對策は却つて益々巧妙陰險を加へたのである。これらについては第五部第一篇第九章「社會主義的運動の取締及對策」にも記述したるが故に、茲では民政黨内閣の勞働運動對策の一斑を窺ふため廳府縣警察部長會議(八月十五日)における安達内相の訓示を摘記しておく。

『近年世態の變化に伴ひ現代的社會の環境に直面して、思想問題が眞剣に講究せらるるに至れるは當然の勢なりと雖も、深く我國民生活の實情に徹底せず、特殊國情の下に醸成せられたる奇矯過激の外來思想を直譯的に妄信して甚だしきは我國體の基礎を損傷せんとする輩を出すに至りしは深く之を遺憾とす。政府は逐次の檢舉に依りて鋭意共產黨關係者の剷絶を期しつつあるも、彼等の目的手段は甚

だ不逞にして執拗なるものあり、殊に最近檢舉相踵き取締益嚴密を加ふると共に彼等の運動亦愈々潜行的となり巧緻深刻となるべきは想察に難からず。是に特に諸君に注意を煩はしたきは青年學生に對する取締なり。近時有意の青年學生中往々にして新奇放從の學說に眩惑せられ或は生活環境の壓迫に刺激せられて端なくも矯激の思想に傾き警察の「ブラツクリスト」に登録せらるる者あり、彼等は爾後眞に改悛の情を起すも警察の監視峻酷にして其の就職結婚等に至るまで妨害を被り、遂に悔過遷善の機會を奪はれて全く社會國家を呪ふに至ることあり。各位は此點に關し深甚周到の注意を拂ひ諒解ある取締の中に一脈の人類愛を加味せられむことを希望す。更に各位に留意を求めたきことは國體を破壊するが如き矯激不逞なる妄動と合法なる社會運動とを混同せしめざることは是なり。蓋し社會の缺陷を穩健適法に改善せむとするの運動を制止するが如きは國家社會の正常なる進歩發達を期する所以に非ざるのみならず、無理解なる抑壓は却て反抗鬭争の精神を挑發し驅て以て矯激なる思想行動に趨かしむるの虞なしとせず。要するに、社會運動の取締が能く其の公正を得るや否やは問題に對する正確なる認識と理解とを有するや否やに由る所尠からざるを以て、各位は常に關係吏僚を指導して社會運動に對する適正の理解を得しめ、取締の實際に當つて判斷の公正を失するが如きことなきを期せられむことを望む……」。

第三節 労働組合対策

労働組合対策は労働運動対策一般の一部門をなす譯であるが、労働組合に對する対策は今や労働組合法に對する対策を

めぐると云へる。労働組合の事實上の發展と、労働爭議の擴大と深化とは政府當局をして何等かの組合法の制定を焦眉の急たらしめるに充分である。本問題に對して甚しく冷淡であつた政友會に比すれば、民政黨内閣は過去に於て組合法制定に對してやゝ進歩的なる態度を示し來つてゐる。その民政黨政府は一つには近づく總選舉における労働大衆の支持を顧慮しつつ來議會提出の建前をもつて内務省社會局草案労働組合法を作成し、これを八月社會政策審議會に諮問した。社會政策審議會は、その特別委員會において前後數回に亘る審議を重ね、かくて得たる答申案を十二月七日の審議會總會に付議した。右諮問案並に答申理由書をかかぐれば左の如くである。

諮問第一 職業別又は産業別の組合のみを認むべきや。

答申 職業別又は産業別の組合に限るべからず。(理由)労働組合法は自然に生れたる一切の労働組合を法律上公認するを趣旨とす。

諮問第二 聯合組織を認むべきや。

答申 認むべし。(理由)現在最も有力なる組合は聯合組織のもの多し之を法律上認めざるは労働組合法たる意義を減殺す。

諮問第三 法人格取得を組合の任意とすべきや。

答申 組合の任意とすべし。(理由)法人たることは小組合には不利益のみありて利益なし、合併、分割、解散等の手續煩瑣にして組合は法律によることを欲せざるに至るべし。

諮問第四 組合員たるの故を以て労働者を解雇するを禁ずるや。

答申 禁ずべし、但し制裁を附せず。(理由)労働者の團結權を認む

る以上組合員たるの故を以て解雇するを禁ずるは當然なり、然りと
いへども制裁規定を設くることは不穩當なるにつき之を省く。

諮問第五 同盟罷業に依る損害賠償義務の免除を如何にすべきや。

答申 免除すべし。(理由)同盟罷業に依り他人に雇傭契約上損害を
生ぜしむることあるも労働者の地位の向上を圖らんとする爲め已を
得ざる所にして之が賠償を命ずるは同盟罷業の自由を奪ふことと爲
るを以つて賠償義務を免除するの要あり、而して損害賠償義務の免
除は單り労働組合のみならず役員及組合人に及ばざるべからず。

諮問第六 組合の監督に關し如何に規定すべきや。

答申 労働組合の行爲にして社會の安寧秩序を紊る場合は主務大臣
は組合の解散を命ずることを得。(理由)別に組合を認める以上組合
特有の解散権を設くる要あり。

諮問第七 労働協約に關する規定を設くべきや。

答申 設くべからず。(理由)労働協約の實例未だ少く之に關し規定
を設くる時期に達せず規定を設くる時は別個の法律とし詳細なる規
定を設くべし。

然るところ社會政策審議會總會は滿場一致右答申案を可決
したので、政府は審議會の意向を尊重し右答申案即ち内務省
案に基いて法案を立案し十二月一日省議を開き正式に決定し
更に右法案を同月二十日社會局參與會議に諮問した。參與會
議においては賛否兩論に分れ遂に結論に達せずして散會した
が、内務省は別にこれを探決せず、右法案を以つて議會に提
出する意向なることを表示した。而して右法案は從來の政府

案に比し可成り進歩的であり、無産政黨の側においても右翼
の一部には賛成の聲さえ聞かれたため、同法案發表とともに
各方面の資本家團體は一齊に反對、不賛成を稱へて當局に迫
つた。社會政策審議會答申案に基く労働組合法案の全文は左
の如くである。

【労働組合法案】

第一條 本法ニオイテ労働組合ト稱スルハ労働條件ノ維持改善ヲ目的
トスル労働者ノ團體マダハソノ聯合ヲ謂フ

労働組合ハ前項ニ掲クルモノノ外組合員ノ共済、修養ソノ他共同利
益ノ保護増進ヲ目的ト爲スコトヲ得。

第二條 労働組合ヲ設立シタルトキハソノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ
二週間内ニ規約、代表者ノ氏名及住所並ニ主タル事務所所在ノ場所
ヲ具シコレヲ行政官廳ニ届出ツヘシ。

聯合團體タル労働組合ニ在リテハ前項ノ外コレヲ組織スル團體ノ名
稱ヲ届出ツヘシ。

前二項ノ規定ニヨリ届出テタル事項ニ變更マダハ異動アリタルトキ
ハ一週間内ニ之ヲ行政官廳ニ届出ツヘシ。

第三條 労働組合ノ規約ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ。

一、名稱(法人タル労働組合ニ在リテハソノ名稱中ニ法人ナル文字
ヲ用フヘシ) 二、目的 三、主タル事務所ノ所在地 四、組合ノ構成
ニ關スル規定 六、代表者ソノ他ノ役員ニ關スル規定 七、組合費
ソノ他會計ニ關スル規定。

第四條 労働組合ハ規約ニ法人タルコトヲ定ムルニ因リ法人ト爲ルコ

トヲ得。

第五條 労働組合前條ノ規定ニ依リ法人ト爲リタルトキハ二週間内ニ主タル事務所ノ所在地ニオイテ左ノ事項ノ登記ヲナスヘシ。

一、名稱 二、目的 三、主タル事務所所在ノ場所 四、法人トナリタル年月日 五、理事ノ氏名及住所

前項ニ掲ケタル事項ニ變更アリタルトキハ一週間内ニソノ登記ヲナスヘシ。

第六條 本法ニヨリ登記スヘキ事項ハソノ登記前ニアリテハコレヲ以ツテ他人ニ對抗スルコトヲ得ス。

本法ニ規定スルモノノ外登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テコレヲ定ム。

第七條 民法第四十四條、第四十八條、第五十條、第五十二條乃至第五十五條及第五十七條乃至第五十九條ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス。

第八條 左ニ掲クル事項ハ組合員ノ總會ノ決議ヲ經ヘシ。

一、基金ヲ設置シマタハ廢止スルコト。 二、規約ヲ變更スルコト。

三、聯合團體ヲ設立シマタハ之ニ加入シ若ハ之ヨリ脱退スルコト。

四、組合ヲ解散、合併又ハ分割スルコト。

聯合團體タル労働組合ニ在リテハソノ規約ノ定ムル所ニ依リ之ニ屬スル團體ヨリ選出シタル者ノ會議ヲ以テ總會トス。

第九條 労働組合ハ規約ヲ以テ總會ニ代ルヘキ總會ヲ設クルコトヲ得。

總會ニ關スル規定ハ總會ニ之ヲ準用ス。

第十條 労働者ニ非サル者ト雖モ左ニ掲クル者ハ労働組合ノ組合員ト

爲ルコトヲ得、但シ雇傭者又ハ其ノ利益ヲ代表スル者ハ此ノ限ニ在ラス。

一、組合ノ役員又ハ役員タリシ者 二、労働者タリシ者 三、總會ノ決議ニ依リ加入ヲ許サレタル者。

第十一條 労働組合ハ組合員ノ脱退ニ關シ不當ナル條件ヲ定ムルコトヲ得ス。

第十二條 雇傭者ハ労働者カ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇スルコトヲ得ス。

雇傭者ハ労働者カ労働組合ニ加入セサルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭條件ト爲スコトヲ得ス。

第十三條 労働組合ノ役員又ハ組合員カ労働條件ノ維持マタハ改善ニ關シ勧誘ソノ他ノ方法ニ依リ他人ヲシテ勞務ヲ停廢セシメ又ハ雇傭契約ヲ解除セシメ若ハ之ヲ締結セサラシメタルニ因リ雇傭者ニ生セシメタル損害ニ付テハ労働組合、ソノ役員及組合員ハ賠償ノ責ニ任セス。

第十四條 行政官廳ハ労働組合ニ對シソノ業務若ハ財産ノ狀況マタハ組合員ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得。

第十五條 労働組合ノ會議ノ決議法令ニ違反シマタハ公益ヲ害スルトキハ行政官廳ハ之ヲ取消スコトヲ得。

第十六條 労働組合ノ規約法令ニ違反シマタハ公益ヲ害スルトキハ行政官廳ハソノ變更ヲ命スルコトヲ得。

第十七條 労働組合ノ行爲安寧秩序ヲ紊ルトキハ主務大臣ハ労働組合ノ解散ヲ命スルコトヲ得。

第十八條 前三條ノ處分ニ對シ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利

ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提スルコトヲ得。

第十九條 組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス。

- 一、規約ニ定メタル事由ノ發生
- 二、總會ノ決議
- 三、組合ノ合併
マタハ分割
- 四、組合員ノ缺亡
- 五、組合解散ノ命令。

第廿條 法人タル労働組合ハ前條ノ規定ニ該當スル場合ノ外左ノ事由ニ由リ法人格ヲ喪失ス。

- 一、規約中法人タルコトヲ定メタル規定ヲ廢スルコト。
- 二、破産
- 三、労働條件ノ維持改善ヲ目的トスルコトヲ廢ムルコト。

第廿一條 法人タル労働組合合併スル場合ニオイテソノ債權者ニ對シ異議アレハ二月ヲ下ラサル一定ノ期間内ニコレヲ述フヘキ旨ヲ公告

シ且ツ知レタル債權者ニハ各別ニコレヲ催告スヘシ。
債權者前項ノ期間内ニ異議ヲ述ヘタルトキハ組合ハコレニ辨濟ヲ爲シマタハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非サレハ合併スルコトヲ得ス。

前二項ノ規定ニ違反シテ合併シタル場合ニハソノ合併ハコレヲ以テ當該債權者ニ對抗スルコトヲ得ス。

第廿二條 法人タル労働組合合併シタルトキハ合併後存續スル組合マタハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス。

第廿三條 法人タル労働組合合併シタルトキハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ハ解散ノ登記ヲ爲スヘシ。

第廿四條 労働組合解散シタルトキマタハ労働條件ノ維持改善ヲ目的トスルコトヲ廢メタルトキハ一週内ニソノ事由及年月日ヲ行政官

廳ニ届出ツヘシ但シ。第十九條第五號ノ場合ハコノ限ニ在ラス。

第廿五條 法人タル労働組合法人格ヲ喪失シタルトキハ合併マタハ破産ノ場合ヲ除クノ外清算ヲナスヘシ前項ノ場合ニオイテソノ財産ノ

處分ハ規約マタハ總會ノ決議ニ依ル。

民法第七十二條第三項及第七十三條乃至第八十三條ノ規定ハ法人タル労働組合ノ清算ニ關シコレヲ準用ス。

第廿六條 陸海軍軍人軍屬ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働組合ノ組合員ト爲ルコトヲ禁止シマタハ制限スルコトヲ得。

第廿七條 労働組合ノ代表者ハ左ノ場合ニ於テハ五十圓以下ノ過料ニ處ス。

- 一、第二條、第廿四條若ハ附則第二項ノ届出又ハ第十四條ノ報告ニ付之ヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出若ハ報告ヲ爲シタルトキ。
- 二、第十六條ノ命令ニ從ハサルトキ。

第廿八條 法人タル労働組合ノ理事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テ五十圓以下ノ過料ニ處ス。

- 一、第五條、第廿三條及民法第七十七條ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ
- 二、第廿一第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シテ合併シタルトキ
- 三、民法第八十二條ノ場合ニ於テ裁判所ノ検査ヲ妨ケタルトキ
- 四、民法第八十一條ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ怠リタルトキ
- 五、民法第七十九條マタハ第八十一條ニ定メタル公告ヲナスコトヲ怠リマタハ不正ノ公告ヲナシタルトキ。

第廿九條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニコレヲ準用ス。

第卅條 非訟事件手續法第卅五條第卅六條及第百卅六條乃至第百卅八條ノ規定ハ法人タル労働組合ニコレヲ準用ス。

附 則

本法ハ昭和五年月日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ存スル労働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一月内ニ第二條ノ規定ニ準シ届出ヲナスヘシ。

第二章 農業労働者運動対策

(小作爭議対策)

第一節 政府の対策

農業労働者運動に對する政府の対策は前年度と同様に、直接には、小作爭議調停法(第二部第一篇第二章「小作爭議」の項に收録)と小作法の制定とであり、間接には自作農創定維持(第三部第二篇第二章第一節參照)である。小作爭議調停法は最近に於ては、地主よりも寧ろ農民の側に之を利用せんとするの機運に向ひ、稍々相當の成果を收めてゐるかのやうである。併し乍ら、調停法は謂はば應急的対策であつて、農業労働運動の基準的對策と見られてゐる小作法は、本年も相變らず制定の運びに至らなかつた。以下本年度に行はれた小作官會議に就て述べることにする。

第六回地方小作官會議——六月廿一日——廿六日農林省に於て開催打合事項(一)調停條項に定めたる契約期間並に改定小作料期間の満了に際し採るべき善後處置に關する事件。本事項に付ては岡山、福岡、香川、新潟、廣島、徳島、岐阜の各地方小作官より小作期間及小作契約の更新と調停條項の効力との關係に付意見の陳述及質疑應答が

あつたが、司法省小堀書記官の意見としては、具體の場合に付て考究しなければならぬが、大體調停條項中に契約期間及契約更新に關する條項あるものにして、契約期間満了の前後に於て當事者に異議なく且契約の内容に變更なく更新のあつた場合には該調停條項の有する執行力は其の儘繼續して存続する。併し更新が二度三度と繰返されたる場合に於ても尙右調停條項が執行力を有するや否に付ては疑問があるとのことであつた。

(二)小作調停法第一條の小作關係の範圍に關する件。本件に付いては新潟、富山、兵庫、香川、岡山、奈良、徳島、千葉の各小作官より意見の開陳があつたが、結局小作調停法第一條の「小作關係」なる字句は可成之を廣義に解釋して貸借永小作に關するものは勿論、地主同志間、小作人同志間の紛議、請負耕作、山林小作其の他の特殊小作關係の紛議をも之を小作調停法適用の範圍内と爲すものとする意見に對して一同異議がなかつた。

(三)最近に於ける小作事情の推移に伴ふ調停方針並調停條項の變遷狀況に關する件。福岡、新潟、秋田、愛知、岡山、三重、廣島、奈良等の各小作官より狀況の陳述があつたが、それによれば小作調停法施行以來既に五ヶ年を経過して居り其の間地主小作人組合運動の情勢にも變遷があつた爲に之等に對する調停方針及調停條項上にも漸次變化を來したことは一般に認めらるゝ所である。本事項に於て主として問題になつた點は調停條項中に小作契約期間を定むることの可否、將來の小作條件を定むることの可否、債務不履行の場合に於て直に強制執行をなし得べき條項を附することの得失、土地返還爭議に於ける小作繼續及作離料支給の實情等に關するものであつた。尙紛糾を極めたる

爭議の調停に當つては其の手續の進行を急ぐのは却つて圓滿なる成立を妨げることがあるから爭議の實情に應じ時として數度の調停回数を續行する必要があることを主張するものもあつた。

(四)耕地立入禁止立毛差押等の取扱方針並前後處置に關する件。鳥取、京都、新潟、三重、岡山、長野、静岡、徳島等の各小作官より種々な意見が出たが、從來立入禁止假處分を殆ど許さぬことに取扱はれて來た地方の中には昨年來爭議の實情の如何によつては之を許すことに取扱が變つたものもあるが之に關連して調停を進捗した事實もあるとのことである。併し多くの地方に於ては之を許可すべきや否やに就て最も慎重な考慮を拂はなければならぬものとしてゐる。

(五)町村農會等をして小作調停に關與せしむることの可否。石川、廣島、群馬、高知、香川、東京、埼玉、大阪、滋賀、岐阜、徳島等の各小作官より町村、農會等の小作問題に關與することの可否に付賛否兩意見が述べられたが、大體町村、農會等は小作爭議調停の際小作官としては地方の實情に應じて、事實の調査其の他調停に關する準備調査等につき適宜之を利用するが可なるべしとの意向が多數であつた。

(六)調停成立後の調停條項履行の狀況並不履行の實例及之が前後處置に關する件。本件に就て三重、愛知、新潟、奈良等の各小作官は縣下の實狀を述べられた。それによれば全般的には其の履行の狀況は概ね良好であるが往々不履行の場合もないではない。かゝる場合に於ける前後處置に付ては主として調停條項に基く強制執行文の附與及小作料換價金の記載の事情及之が是非に付種々の意見が出で履行を圓滿ならしむる爲の方策に付て意見の交換があつた。

(七)小作慣行調査に關する件。本事項に付ては現在の小作事情に鑑

み一同小作慣行調査の必要であることを認め直に委員會に附託した。委員會に於て調査の方法及事項を決定し、之を總會に報告した。總會に於ては京都、三重、兵庫、富山、岡山、奈良、香川、長野、廣島等の各小作官より委員長に對する質疑が出たが、結局右委員會案を決議して之が實施を要する旨可決し、別に希望條件として小作人の生活實情調査を行ふべしとの意見が出たが之をも實施することに異議なく可決された。

(八)小作契約の態様並びに種類の轉化(請負耕作契約、團體契約等をも含む)に關する件。請負耕作の事例に付ては奈良、岡山兩縣小作官より陳述あり。之れに對し福島、大阪、愛知其の他の小作官より質問が出て互に意見の交換を爲したが、此の種の契約は此の形式は別として、小作關係なるを以つて小作關係として取り扱ふ旨の意見が多數出た。

團體協約に付ては北海道、福岡、岡山等の小作官より實例を述べ其の得失を論議した。

(九)地主小作人の團體運動の新傾向及其影響並之に對する取扱方針に關する件。本事項に付ては山梨、岐阜、山形、福岡、愛知等の小作官より其の縣下の實情に付き陳述する所あり。之が取扱方針に付ては各地方に於て夫々適切な方策をとつて居るが一概に斷定し得ないと主張するものが多かつた。

(十)執務上に關する件。之に關し種々打合を遂げた。

第二節 其他

小作爭議調停法外の小作官の調停は前年迄相當の成績を示

して来たのであるが、今年はそれに就ての纏つた報告に接しないので収録することができない。

以下、小作調査總會に付てその概況を述べやう。

小作調査會總會 十二月十八、十九日農林大臣官邸に開催。

審議事項 一、請負小作に關する事項。土地の耕作を目的とする請負は小作法適用上普通の小作契約と其の取扱を同様にする事が農業政策上適當なりと認めらるゝも其の取扱を如何にすべきや。

二、作況調査に關する事項(要綱七)作況調査は小作問題對策上將又其の他の農業政策上必要の事項なるが之が實行に付て相當多額の經費を要するものにして現状に於ては之が即行困難なるのみならず、小作法中に之を規定せざるも實行し得べき事項なるにより寧ろ機を見て相當豫算の計上により施設獎勵するを可と認むるを以て規定を省く方可ならずや。

三、永小作權の存續期間に關する事項(永小作答申要綱五の一)永小作の存續期間は現行法に於ては二十年以上五十年以下と規定せるが果樹栽培を目的とする永小作權に付てのみ二十年以上七十年以下とするは他の作物の栽培を目的とする永小作權との權衡上よりするも實際の利用上よりするも特に此の例外規定を設くるの要少なからずや。

決議事項 一、請負耕作に關する事項、最近各地に於て從來の小作關係を變じて請負耕作の形式をとらんとする傾向あるも、右は農業經營上より見て望ましからざるのみならず、小作法定定の趣旨にも反するが故に小作法要綱の趣旨に準じて適當に之を規定すること。

二、作況調査に關する事項(要綱七)、作況調査は之が實行に付て相當多額の經費を要するものにして現状に於ては之が即行困難なるのみ

ながら小作法中に之を規定せざるも實行し得べき事項なるにより寧ろ機を見て相當豫算の計上により施設獎勵するを可と認む。

三、永小作權の存續期間に關する事項(永小作答申要綱五の一)果樹其の他の永年作物に付特に長期の存續期間を設くるの必要を認む。然れども之を果樹に限定するは適當ならざるを以て他の永年作物にも之を及ぼし勅令を以て其の作物の種類を指定すること。

第二章 社會立法協會

—國際労働協會改稱—

昭和四年九月の總會に於て國際労働協會は社會立法協會と改め、その陣容を一新し、國際的には國際社會進步協會の日本支部として加盟した。改稱の理由とする處は、國際労働協會の創立當時即ち大正十四年三月頃にあつては、國際労働會議の採擇した條約案や勸告の我國に於ける批准實施のために努力することが、國立の労働立法の進展を期する上に於て最も現實的であり、有效と考へられた。然るに普通選舉が實施せられて以來、社會狀勢に少からざる變更を生じ、社會立法に就ても國際關係を從とし、國內關係を主とすることの必要が加つたので、茲に名稱變更が爲されたものである。協會規約の第二章に次の如く規定してゐる。

社會立法協會規約第二章目的及事業

第三條 本會は社會立法並に社會政策に關して協議研究を爲し其促

進に協力することを以て目的とす

第四條 本會は其目的を達成する左の事業を行ふ

一、協議研究並立案 一、建議進言 一、講演會又は懇談會の開催並に出版物の刊行

第五條 本會は其目的に合致する國內又は國際的の諸協會と協力す

一 諸委員會と採擇の議決權

委員會 一般委員會、大阪委員會、婦人委員會、議會關係委員會、國際連絡委員會。

決議

(イ)生計費指數集計公表に關する決議(一般委員會)

生計費の騰落の趣向を測知することは勤勞階級の實質的所得の變動を窺ふ上に於て必要として、社會政策の基調を成すべきものたるの事實に鑑み、

社會立法協會は政府が生計費指數を定期的に集計公表することに就き速かに適當なる措置を講ぜられんことを要望する。

(ロ)失業對策に關する決議(大阪委員會)

失業問題に關する對策に就ては種々の提案あるべしと雖も現下の事態に鑑み社會立法協會大阪委員會は左記の方策を以て最も緊急適切なものと認む

一、政府の緊縮政策には我が國民經濟の健實化の爲めには既に精神的にも亦經濟的にも漸次相當の効果を擧げつつあると思はるれ共、これが爲め失業問題を激成したるの事實も亦明かなり。故に緊縮政策の謂はば第二期とも云ふべき今日に於ては天引的緊縮より轉じて産業的

社會的見地よりする合理的緊縮に向ふべき時なりと考ふ。よつて一方軍備費等の如きに於ては更に緊縮を徹底せしむると同時に、他方資源開發に資する事業、主として内國品を使用する事業、若くは水道、土木、交通其他の公共事業の施行に付き緊縮政策を緩和し更に時宜に應じ積極の方針に出でんことを望む

二、緊縮政策の結果として受くる無産階級の苦痛を軽減する爲めに生活を保障するに足る失業保險制度、失業給與金制度等の施設を速かに確立されんことを望む

二 昭和四年度年次總會 (第五回)

社會立法協會の設立のための舊國際勞働協會の昭和四年度年次總會は九月廿八日、東京學士會館に開催。

總會の經過 出席者高野、矢作、下村、添田の諸理事を始め四十四名。高野氏全會一致議長に選舉せらる。

淺利主事の諸報告後、協會名稱變更の件(規約改正)の議事に入つて、主事は曩に非公式に書面を以て該問題に就き會員の内意を質したる處、大多數は規約變更により協會を改造する手續を執るべきことに賛同を得たから、茲にこの意味に基く規約案を提出した次第である。

尙規約改正案は協會名稱の變更と是に伴ふ目的及事業の一部變更の他(一)評議員會を廢したること(二)主事を廢したること(三)地方支部を廢したることにある。尙規約改正案第四條の列記中第一號に「協議研究」第二號に「立案並に建議進言」とあるを第一號を「協議研究並に立案」第二號を「建議進言」と修正することとして全會一致可決。

次に理事及監事の決定後委員會の組織が可決され、更に國際進歩協

會へ日本支部として加盟の件に付て協議可決。

終に、新協會の今後の活動に關する件に入り、會員の希望意見を聴取することとした。會員の意見として述べられた主なるものは▲失業問題を専門に討議すべき委員會を設立せよ▲土木建築關係労働者の保護に關聯して労働者災害扶助法案を審議すべきである▲社會立法以外の社會政策に就ても討議研究すべし▲社會立法の體系の作成を企圖し、養老保險を研究すべし等々であつた。

第四篇 労働問題關係諸調査

労働問題關係諸調査中本年中に着手されしもの及調査結果の發表を見た主要のものに就いて目次的に列記すれば次の如くである。尙各部編及卷尾附録の二「文献」を参照せられたい。

第一章 一般に關する調査

労働問題に關する定期刊行統計書に内閣統計局より「帝國統計年鑑」「労働統計要覽」「賃銀物價統計月報」、商工省より「賃銀統計月報」、日本銀行調査局より「労働統計」及「労働統計小報」等あり。

議會の協賛を経て「資源調査法」の發布を見、十二月一日より實施せられ、これにつれて工場調査規則その他が改正せら

れた、亦十二月より物價調査規則(商工省令第十六號)實施され従來の物價調査の改正がなされた。

第一回國勢調査の結果は今年中に於て第二卷(職業)第三卷(普通世帯の構成)の刊行を見、第一、二回の國勢調査の結果に基いて統計局は第四回の生命表を發表した。

民政黨濱口内閣は組閣後間もなく三大審議會中に「社會政策審議會」を設け、労働組合法、失業對策、小作法等の諮問を行はしめ、就中失業對策としては事業調節委員會を設け、社會局をして九月より毎月全國の失業者數の推計調査を發表したが、その調査法は實に推計であり且つ方法不統一のものである。

家計調査 内閣統計局の行つた家計調査は集計終り、第二、三、四卷を發表した。その他日本大衆黨神戸支部、東京帝國大學學生課、文部省學生課、大阪市社會部(谷町、西野田、粉濱玉出方面)は夫々家計、生活狀態等を調査發表した。また社會立法協會は時勢に鑑み生計費指數の作製を當局に建議した。

産業組合に關しては農林省は「地方自治體の産業資金融通調査」「産業組合に依る農業資金融通に關する調査」を、中央會は「産業組合同年鑑」「電氣利用組合に關する調査」「市街地購買組合調査第二回」「婦人と産業組合に關する調査」を、愛知縣社會課は「經濟用品購買事業調査」を刊行した。

社會局は「都市村落の人口産業調査」を、東京市及神戸市は

「社會調査」を行つた。

大倉邦彦氏は横濱市に「精神文化研究所」を創立した。

第二章 工・鑛・交通業労働者

に關する調査

一 労働状態調査

前記諸統計の外、社會局より「工場監督年報」「労働者募集年報」「労働時報」「健康保険時報」「工場鑛山労働者異動月表」「中央職業紹介事務局より「職業紹介公報」、産業福利協會より「産業福利」、商工省より「工場統計表」「本邦鑛業の趨勢」等が定期的に刊行せられる。本年中調査され或は發表せられたる主要なるものは左の如くである。

▲「東京大阪兩市への出稼求職者調」——中央職業紹介事務局調査發表▲「管内労働事情」第二輯(京都)第三輯(奈良滋賀)——大阪地方職業紹介事務局發表▲「坑夫雇傭状態に關する調査」——福岡地方職業紹介事務局發表▲「金屬鑛山に於ける採鑛法と落磐との關係調査報告」(大阪地方の部)——日本鑛山協會發表▲「落磐に因る災害調査報告」——日本鑛山協會發表▲「瀬戸地方に於ける陶磁器工労働事情」——名古屋地方職業紹介事務局發表▲「造酒労働事情」——中央職業紹介事務局發表▲「赤穂鹽田労働事情」——大阪地方職業紹介事務局發表▲「都市土木事業に於ける雇傭事情」——磯村英一(社會政策時報第一〇三)▲「本邦海員の給與状態」——長谷孝之(社會政策

時報第一〇二)▲「神戸港内に於る船乗組員並に其の家族の生活状態調査」——神戸市社會課發表▲「神戸地方に於る仲仕業労働事情」——鈴木脩藏(産業福利四の四)▲「横濱船渠合理的賃銀制度」▲「通信官署職員勤績狀況」——逓信省郵務局發表▲「朝鮮に於る労働者數及其分布状態」——朝鮮鐵道協會發表▲「農漁村の勞力移動狀況調査」——農務局發表。尙十一月の萬國工業會議に於て第十二部にて科學的管理研究に就ての討論がなされた。

二 労働衛生調査

倉敷労働科學研究所は「社會衛生年鑑」及「労働科學研究」を刊行してゐる。

▲「郵務現業員の身體的適性に關する調査」——郵務局發表▲「日本の身體的機能の標準並にその職業別比較」——石川知福(労働科學研究六の二)▲「軋鍛冶工の職業病調査」——労働科學研究所▲「一日間の作業能率の時間的變化に就て」——一週間の作業曲線に就て——桐原葆見(労働科學研究六の二)▲「邦人の運動體型に關する一考察」——八木高次(労働科學研究六の二)▲「温度及濕度の身體的精神的に及ぼす影響」——田邊、小西(労働科學研究六の二)▲「作業姿勢に關する研究」——杉浦一雄(労働科學研究六の二)▲「皮革業者の炭疽病に關する統計的觀察」——鯉沼茆吉(産業福利四の三)▲「人造絹糸工場に於ける職業病疾患」——徳原(産業福利四の七)▲「工場食に就て」——大森(産業福利四の一二)▲「教員疾病療治料給與に關する調査」——文部省體育課▲「紡績作業従業員の尿に就ての知見」——佐々木(労働科學研究六の二)▲「婦人労働者の貧血に關する研究」——

―田邊(労働科学研究六の一)▲「紡績婦人労働者に於ける靜脈瘤の發生狀況並にその原因及豫防に關する考察」――小西與一(労働科学研究六の二)▲「婦人労働者の發育に關する研究」――小川惟熙(労働科学研究六の二)▲「深夜業廢止に伴ふ産業労働者の睡眠の變化に就て」――石川知福(労働科学研究六の二)▲「纖維工業女子従業員の労働に關する衛生學的考察」――助川浩(産業福利四の一、九、一一、一二)▲「最近十ヶ年間に於ける職工の負傷及疾病」――水野史郎(産業福利四の二)▲「紡績女工の夏期疲勞に就て」――蒲生良達(社會政策時報一〇六、七)

三 その他

▲「内職及副業調査」――堺市、堺市社會事業協會及當所共同調査發表

第三章 農業労働者に關する調査

農業問題が重要視され、第五十六議會の協賛を経て農業調査に關する法律(法律第一號)が公布され、農業調査委員會が設けられ、農業調査に關する諸法令が公布されて、第一回に九月一日現在にて「耕地調査」が施行された。また、五月には「米穀調査會」が設けられた。「農業經營調査」は従前通り農會の手を通じて續行せられた。

一 農業經營調査

▲「自作農の玄米一石生産費」――帝國農會報一九の二發表▲「昭和元年米生産費調査資料」――帝國農會報一九の四發表▲「農村調査」――東京帝大農學部夏期調査▲「農村生活狀態調査」――朝鮮總督府▲「靜岡縣に於ける密柑園の小作事情」――靜岡縣内務部發表

二 農村保健その他

▲「農村保健衛生實地調査成績(大正七―十年度)」――衛生局發表▲「農村住民副食物調査」――衛生局(社會事業八月號)▲「群馬縣下に於ける養蠶労働事情」――中央職業紹介事務局發表▲「小作委員會の概要及其成績事例」――農務局發表

第四章 中間階級者に關する調査

▲「全國大學專門學校卒業生就職狀況調」、▲「會社銀行に於ける學校卒業生採用狀況調」▲「主要道府縣甲種實業學校卒業生就職狀況調」――以上中央職業紹介事務局發表▲「大學及專門學校卒業生就職問題に關する調査」――日本經濟聯盟會發表▲「給料被傭者の就業時間に關する調査」――東京商工會議所發表▲「雇傭制限約款に關する調査」――日本工業俱樂部發表▲「給料被傭者就業時間に就て」――大阪市社會部發表▲「市吏員の晝食に關する調査」――東京市社會局(社會局時報一)▲「日本人社員勤務時間調査」――滿鐵人事課發表▲「本邦商業使用人の就業時間」――磯村英一(社會政策時報一〇五)▲「商工使用人に關する調査」――東京市保護課發表

第五章 婦人労働者及職業

婦人に關する調査

▲「紡績労働婦人調査」——中央職業紹介事務局發表 ▲「深夜業廢止問題」——大阪商大經濟研究所發表 ▲「製糸女工の能率調査」——中央職業紹介事務局發表、 ▲「都市交通労働婦人の雇傭事情」——磯村英一（社會政策時報一〇〇） ▲「派出婦、附添婦に關する調査」——大阪市社會局 ▲「百貨店従業女店員調査」——石原修。

第六章 少年労働者に關する調査

▲「少年就勞事情調査」——東京地方職業紹介事務局發表 ▲「少年職業紹介施設及取扱成績」——中央職業紹介事務局發表 ▲「兒童の希望職業に關する調査」——大阪地方職業紹介事務局 ▲「小學卒業生調査」——文部省 ▲「少年勞務者に關する調査」——東京市社會局發表

第七章 移民に關する調査

▲「管内在住朝鮮人労働事情」——福岡地方職業紹介事務局發表 ▲「本市に於ける朝鮮人の生活概況」——大阪市社會部發表。

第三部 労働施設及対策（統計表）

第一表 工場扶助給與統計（工場監督年報に據る）

1. 昭和三年工場種別扶助件數

合 計	負 傷											
	治癒したる者											
	障害を残りし者											
	治癒せざりし者											
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	
												工場法施行令の扶助を受けし者
七五〇	一四〇六	二八	七〇	四	三五	一四七	二八六	三三〇	六九五	二四二	三三〇	染織工場
一三三	一〇六七	三	二三八	二	一〇九	一七	九六一	二五	二九五	七四	六三六	機械及器具工場
九二	二〇九四	六	一四	三三	八四	一五	二五八	三九	一、一五七	一〇	四八一	化學工場
一四一	四七四	二	一六	二	一四	五	四五	二二	二〇三	二二	一九八	飲食物工場
二六	七〇〇	二	一九	一	六	一四	二八一	八	二八二	二	五五	雜工場
一五	二五	一	一八	一	二四	一	四二	四	八四	八	八五	特別工場
一、〇五	一、五九八	一四	四七五	三〇	三三八	一九九	一、八七三	四二七	五、四一五	三六六	七、五〇七	小 計
一九三	三、五六五	一六	二、三六五	一	四三	三三	七〇四	二七四	九、二五一	一、五九〇	一九、二〇三	官設工場
二、九三	四七、一六三	五七	二、八四〇	三〇	三七一	二二一	二、五七七	七〇一	一四、六六六	一、九三六	二六、七〇九	合 計

2.

昭和三年工場扶助金額及休業扶助料支給延日數

備考	官設工場には年金制扶助を含まず	病 疾											
		合 計		未治の爲翌年へ繰越の者		治癒せざりし者		治癒したる者				障害を	
		女	男	女	男	女	男	障害を 残したる者		障害を 残さざりし者		障害を 残さざりし者	
		女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
染織工場		468	435	1	1	1	2	1	1	26	19	80	24
機械及器具工場		1	5	1	3	1	1	1	1	5	4	1	4
化學工場		8	43	1	1	1	1	1	1	5	24	2	18
飲食場		1	13	1	1	1	1	1	1	1	7	1	16
雜工場		17	25	1	2	1	1	1	1	7	6	1	6
特別工場		1	4	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1
小 計		493	114	1	5	1	5	2	2	38	34	82	58
官設工場		13	51	1	9	1	6	1	4	13	6	10	36
合 計		506	165	1	14	1	11	2	6	51	40	92	94

負 傷	療 養 費		機 械 及 器 具 工 場		化 學 工 場		飲 食 場		雜 工 場		特 別 工 場		小 計		官 設 工 場		合 計
	葬 祭 料	遺 族 扶 助 料	障 害 扶 助 料	休 業 扶 助 料	障 害 扶 助 料	休 業 扶 助 料	障 害 扶 助 料	休 業 扶 助 料	障 害 扶 助 料	休 業 扶 助 料	障 害 扶 助 料	休 業 扶 助 料	障 害 扶 助 料	休 業 扶 助 料	障 害 扶 助 料	休 業 扶 助 料	
1,141	2,340	65,606	17,174	1,165	2,340	74,231	11,004	7,290	48,830	6,591	3,653	1,706	11,227	35,993	289,296	1,500	
3,028	106,092	234,604	68,768	86,460	20,545	11,004	7,290	33,996	6,591	3,653	1,706	11,227	35,993	289,296	1,500	5,555	
4,973	1,141	2,340	17,174	1,165	2,340	74,231	11,004	7,290	48,830	6,591	3,653	1,706	11,227	35,993	289,296	1,500	5,555
4,973	1,141	2,340	17,174	1,165	2,340	74,231	11,004	7,290	48,830	6,591	3,653	1,706	11,227	35,993	289,296	1,500	5,555

備考 官設工場には年金扶助制を含まず	扶助金額(圓)						休業扶助給付延日					
	工場法施行令第十四條に依る打切扶助料			計			疾病			計		
	療養費	休業扶助料	障害扶助料	遺族扶助料	葬祭料	工場法施行令第十四條に依る打切扶助料	計	男	女	計	男	女
	1,481	1,714	1,660	2,204	夫	—	6,898	19,490	6,733	26,223	1,033	2,690
	3,096	1,774	1,235	900	—	—	4,585	131,478	438	122,916	1,188	—
	1,850	3,066	467	1,100	1	—	4,794	30,933	1,737	33,669	1,039	200
	1,000	515	74	—	—	—	589	5,592	809	6,401	137	—
	750	—	390	3	—	—	443	9,984	254	10,238	715	145
	1,583	—	—	1,773	—	—	1,773	3,298	46	3,344	—	—
	29,759	7,049	3,826	1,266	27	—	19,079	190,774	10,037	200,811	4,033	3,033
	1,328	3,260	3,119	5,739	101	836	13,335	141,765	4,164	145,929	3,104	4,677
	31,087	10,099	6,945	5,035	328	836	31,392	332,559	14,101	346,660	7,136	3,500
	1,481	1,714	1,660	2,204	夫	—	6,898	19,490	6,733	26,223	1,033	2,690
	3,096	1,774	1,235	900	—	—	4,585	131,478	438	122,916	1,188	—
	1,850	3,066	467	1,100	1	—	4,794	30,933	1,737	33,669	1,039	200
	1,000	515	74	—	—	—	589	5,592	809	6,401	137	—
	750	—	390	3	—	—	443	9,984	254	10,238	715	145
	1,583	—	—	1,773	—	—	1,773	3,298	46	3,344	—	—
	29,759	7,049	3,826	1,266	27	—	19,079	190,774	10,037	200,811	4,033	3,033
	1,328	3,260	3,119	5,739	101	836	13,335	141,765	4,164	145,929	3,104	4,677
	31,087	10,099	6,945	5,035	328	836	31,392	332,559	14,101	346,660	7,136	3,500
	1,481	1,714	1,660	2,204	夫	—	6,898	19,490	6,733	26,223	1,033	2,690
	3,096	1,774	1,235	900	—	—	4,585	131,478	438	122,916	1,188	—
	1,850	3,066	467	1,100	1	—	4,794	30,933	1,737	33,669	1,039	200
	1,000	515	74	—	—	—	589	5,592	809	6,401	137	—
	750	—	390	3	—	—	443	9,984	254	10,238	715	145
	1,583	—	—	1,773	—	—	1,773	3,298	46	3,344	—	—
	29,759	7,049	3,826	1,266	27	—	19,079	190,774	10,037	200,811	4,033	3,033
	1,328	3,260	3,119	5,739	101	836	13,335	141,765	4,164	145,929	3,104	4,677
	31,087	10,099	6,945	5,035	328	836	31,392	332,559	14,101	346,660	7,136	3,500

第二表 礦夫扶助統計 (昭和三年、社會局労働部調)

負傷	死者				計	打切扶助料を受けたる者	30日以上休業料を受けた者	其他の合計
	第二十條	第二十條	第二十條	第二十條				
八八九	該當	該當	該當	該當	一〇	五五八	八、三八三	一四、一六七

障害扶助料を受けたるもの

石炭山					金屬山								
遺障扶助料 打切扶助料 扶助料 (円)	遺障扶助料 打切扶助料 扶助料 (円)	休業扶助料 扶助料 (円)	療養費 (円)	延扶人員 扶助料 (円)	扶助人員 扶助料 (円)	合扶助料 扶助料 (円)	葬祭料 (円)	遺障扶助料 打切扶助料 扶助料 (円)	遺障扶助料 打切扶助料 扶助料 (円)	休業扶助料 扶助料 (円)	療養費 (円)	延扶日數 扶助料 (円)	扶助人員 扶助料 (円)
疾病	傷	病	傷	病	傷	病	傷	病	傷	病	傷	病	傷
11,737	451,081	3,035	38	3,521	1,652	800	4,187	800	54,106	560	498	759	800
—	23,096	5,183	—	6,720	9,338	1,621	—	396	14,640	17,976	387	11,637	—
—	142,738	26,781	—	26,591	41,517	—	—	—	27,136	20,173	—	16,218	—
390	295,657	46,494	—	31,636	76,076	—	—	—	30,433	22,691	—	26,674	—
327	225,419	31,008	28	20,313	52,688	—	—	—	18,301	10,749	—	11,678	—
617	676,910	109,466	28	85,260	179,619	3	—	596	90,499	70,589	387	66,307	—
—	4,433	3,953	—	3,080	5,337	5	—	—	5,623	6,567	—	6,008	—
—	—	17,950	338	12,036	28,562	48	—	—	—	10,317	—	11,493	—
—	—	35,337	318	19,603	55,556	55	—	—	—	2,384	—	7,818	—
11,332	1,133,424	169,741	73	123,509	271,036	85	—	1,196	150,337	90,417	387	28,700	—

第五表(其二) 昭和二年度健康保険事業成績

月	政府管掌のもの	組合管掌のもの
九月	六三、九〇七	五五、七二七
十月	五二、二七七	四八、〇九五
十一月	五〇、二三五	五〇、六九六
十二月	三六、四一五	二三八、九六〇
計	一、〇三九、七八〇	二、一九〇、二九〇

1. 被保険者數

報酬日額	政府管掌のもの		組合管掌のもの	
	男	女	男	女
〇・五五 未滿	三三、〇二四	一五五、六三一	五、四一九	四、九〇三
一・一五 未滿	一六五、四〇七	三七九、一九九	一〇五、七一〇	二三五、五九二
一・七五 未滿	一七五、三九四	三二、七三九	一五五、三八〇	一、四一七
二・三五 未滿	一〇〇、七四七	二、二七一	九二、三七五	二、四〇四
二・九五 未滿	四六、五一五	三二五	五一、四一七	二、四〇〇
三・七五 未滿	二〇、五九六	四一	二七、二八三	二
三・七五 以上	六、三三三	—	一一、三〇五	二
計	五四八、〇三五	五六七、一九六	四四八、八八七	三三五、一五六
被保險者一人當り	一・五二四	・七三五	一・七八三	・八五八
平均報酬日額				

2. 保険給付件數及費用額

保険金(円) 五三三、九九〇、五四一 一三三、六二三、四八六 五三七、六四〇、〇二七 一、二八八、〇五九、六二五 一三、一六九、七〇八 一、二〇〇、三三九、三二一 一、七三二、〇五〇、一五五 二五、七八三、一九四 一、七三七、八三三、三九九

備考 同以下切捨

第六表(其三) 簡易保険事業各月状況 (簡易生命保険事業概況に據る)

昭和四年	新契約 件数	消滅件数				件数	月末現在		人口千人に 對する割合	
		死亡	満期	解約	失効		保険料金 円	保険金 円	新契約 件数	月末現在 件数
一	八二、八五九	一三、二五三	一、一九五	一三、九三〇	四四、七三六	一三、〇九五、四三八	一、七〇三、六五九、九六九	一・三三	一九六・〇六	
二	一三八、八五五	一三、三六〇	一、〇〇三	一三、八〇〇	五三、一五二	一三、一六一、五二五	一、七二六、二四、八四〇	二・〇八	一九七・〇五	
三	二三九、六三四	一三、三七六	一、五八九	一五、一〇七	五八、三七四	一三、三三〇、九七五	一、七四二、〇七一、五九八	三・五九	一九九・四四	
四	一三五、二四九	一三、九一七	二、九七五	一四、六三三	六二、八四三	一三、三六七、三六五	一、七四九、七六四、九五〇	二・〇三	二〇〇・一五	
五	一七四、一四三	一三、四二二	三、四八四	一四、一三八	六七、八五五	一三、四三三、八三四	一、七六七、一三五、〇八八	四・六三	二〇一・四一	
六	一七六、六八五	一六、〇五三	二、〇五三	一八、五〇五	五〇、二四七	一三、五五一、五八六	一、七八六、三二八、四六九	七・七八	二〇三・八九	
七	一八八、四七四	一三、七九五	一、七九九	一四、六四四	四六、二一九	一三、六七二、五五六	一、八〇七、五六七、四三三	一〇・一〇	二〇四・六九	
八	一三三、九四六	一三、八四七	一、二八一	一三、九三六	五三、三三〇	一三、七三二、九五四	一、八二八、四五四、三三〇	一・九四	二〇五・四六	
九	二〇一、〇四四	一三、六六〇	一、六〇〇	一六、六〇七	五五、二五二	一三、八四四、四八七	一、八四〇、二二、一二四	一四・九五	二〇七・七七	
十	二五四、八七八	一四、七九八	一、九四二	一五、四三三	四七、五六二	一四、〇二七、八九二	一、八七〇、八四七、三七三	一八・五〇	二〇七・〇七	
十一	二六〇、四九六	一四、三二九	一、八二六	一五、四一八	四四、七〇六	一四、二三〇、四一〇	一、九〇一、二六五、七六二	二二・三五	二〇九・九一	
十二	一九五、三六三	一四、四二八	一、五八七	一九、〇三〇	五一、九八七	一四、三三六、九七七	一九一九、四〇八、五六八	二五・二五	二一一・六三	
計	二、二六九、六三四	二、一六五、一九七	二、三三三	一、八二二、一三五	六三三、〇六五	—	—	—	—	

備考 人口千に對する新契約件数は四月よりは年度累計につき且つ十月よりは昭和四年十月一日現在推計人口に依て計算す。

第六表(其四) 簡易保険積立金貸付状況 (簡易保険局調)

	昭和四年度末現在		昭和三年度末	昭和二年度末	昭和元年度末	大正十四年度末
	件數	金額				
共同宿泊所	四	六三〇、四〇五	六六六、七五三	五三九、五五七	五五七、七二四	四一〇、〇〇〇
簡易食堂	三	一五二、九五五	一六四、四九六	三〇四、〇〇四	一八六、七〇九	一四六、〇四九
公益市場	四	五、五三〇、六五五	三、八六六、五一六	三、九七二、四一八	三、三六六、五八五	二、六〇八、八三一
同上舊債償還	—	—	三九、二〇〇	—	—	—
食糧及日用品廉價供給事業	—	四、五二四	八七八、二九六	三、〇五一	一六、〇〇〇	一八、二〇〇
實費診療事業	一六	二、三五五、八七〇	一、四七六、一三三	九五四、三六五	八五四、四八五	六三八、七四七
公立結核療養所	四	二五五、八八〇	五六、九一〇	五九、七三〇	六二、四〇一	六七、四〇〇
同上舊債償還	—	—	四一、二四三	四九、四八五	—	—
公立結核療養所	六	三二八、〇八六	二二七、七八六	二二六、四二二	二二二、八七五	—
同上舊債償還	—	—	—	—	—	—
公設職業紹介所	一三	三二六、四四三	三九七、五七九	三七七、一五四	四〇五、一六七	二七一、八八八
公設職業質屋	四〇	一、三〇〇、二五五	一、一八二、四七五	七九一、四〇九	五二〇、九五〇	二六五、五三九
同上舊債償還	—	—	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	—
公設託兒所	五	二八三、五二八	三〇四、二八〇	三二八、二五九	二七五、三九二	二二四、七三八
公設浴場	九	一一三、七八五	一〇九、三一一	一一九、六七五	一二九、五四九	一〇一、九八六
授産及職業輔導事業	二	三〇、一一九	—	—	—	—
自作農創設維持	四六三	九七、八三四、〇四八	四四、七二〇、五三三	三〇、八二九、七三二	一九、六五九、九九六	八、九三三、四一五
地方改善地區整理	一四	六二一、四八一	四六三、八九八	四六八、四二六	二八四、〇〇〇	一五四、〇〇〇
同上舊債償還	—	—	二四、五四九	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	—
就職旅費及日傭	—	—	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	—	—
勞働者貸金立替	二	五〇五、〇〇〇	—	—	—	—
小額生産資金貸付資金	二	一三〇、三三三	一九、七六三	—	—	—
住宅	三〇三	一一、三九〇、六四一	一一、九三三、五六一	一二、四五九、三五二	一三、七八九、三三一	一〇、五〇一、一五三

同上	舊債償還	—	—	—	—	—	—	—	—
傳染病院	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同上	舊債償還	二四	三、四〇六、六六五	二、二三一、八五二	一、三九六、三九一	九六七、三九一	—	—	—
農業倉庫	—	—	—	—	—	—	—	—	—
下	水	九七	一、九九九、八九五	二、一三八、七五三	一、八二二、二五六	一、二三八、九四五	—	—	—
同上	舊債償還	—	—	—	—	—	—	—	—
汚物掃除施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共同農具牛馬購入	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公設火葬場	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小	學	二、二四六	四九、八七四、六二七	四三、一七〇、一〇六	三三、一〇五、三三四	二五、九一七、八八二	—	—	—
同上	舊債償還	—	—	—	—	—	—	—	—
實業補習學校	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公立病院	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同上	舊債償還	一九	七二〇、二七二	五八七、六一〇	四三〇、三三七	二〇三、八三五	—	—	—
同上	舊債償還	—	—	—	—	—	—	—	—
同上	舊債償還	二七五	三六、六六一	一三、七〇五、九七〇	一四、九八八、〇七六	一〇、三七三、〇八五	—	—	—
同上	舊債償還	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業共同施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—
耕地整理事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同上	舊債償還	二四	五四三、六〇六	二二〇、一九六	—	—	—	—	—
水利事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村廳舍	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村會堂	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三等郵便局舍	—	—	—	—	—	—	—	—	—
道	路	二四	七五八、〇一六	七六、七〇〇	—	—	—	—	—

計	三三、一〇三	二、二五七、三三九	一、二〇九	一〇、〇五五	四、〇一六	一、八五七、七三二	一三、一一二、四七九	七、一〇四
十	三、一九三	三〇、三三二	一〇一	七九	一〇三	一、八五七、七三二	一三、一一二、四七九	七、一〇四
二	二、一〇三	二、一五四、三三九	一、一〇九	一〇、〇五五	四、〇一六	一、八五七、七三二	一三、一一二、四七九	七、一〇四
月								

第八表 昭和三年度自作農創設維持事業成績

道	創設の部				維持の部			
	貸付金額 円	貸付人員 人	購入土地 反歩	地購入 額 円	貸付金額 円	貸付人員 人	反維持地 反歩	債維持 額 円
北海道	六五〇、〇〇〇	三五四	一七、一九三・四二五	六九五、一〇六	—	—	—	—
青森	一四三、五三一	一一一	六二七・七七	一五三、二六一	—	—	—	—
岩手	三三六、七〇〇	一九八	九二八・四〇五	三三一、六〇六	三、三〇〇	七	二〇、二二五	三、五〇〇
宮城	一五〇、〇〇〇	八九	四七九・五三八	一五一、四四五	—	—	—	—
秋田	一五〇、〇〇〇	七三	三九九・九一〇	一五〇、一三五	—	—	—	—
山形	三八〇、〇〇〇	二四八	二、五四八・九〇五	三七八、六三三	—	—	—	—
福島	二〇〇、〇〇〇	一一一	七八八・一〇三	二〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
茨城	三三〇、〇〇〇	一七九	一、三五〇・三二四	三六三、〇八五	—	—	—	—
栃木	三三〇、〇〇〇	三二六	一、一七〇・一〇三	三四〇、〇〇二	—	—	—	—
群馬	二四〇、〇〇〇	四五六	一、〇一一・五三三	二八五、二六二	—	—	—	—
埼玉	三七九、四一四	四八六	一、一五八・七三八	三九三、五四一	三〇、五八六	二八	六七・九〇四	二、一〇六六
千葉	三三〇、〇〇〇	二五四	一、五二二・五二三	三四五、五七四	—	—	—	—
東京	—	—	—	—	—	—	—	—
神奈川	二六〇、〇〇〇	二二七	六三二・八三三	二五八、七〇八	—	—	—	—
新潟	六七五、二一〇	五三七	二、五二二・三二七	六九二、五三六	二四、八八〇	三三	九九・三三九	三〇、六五六
富山	二六三、三四二	二六五	六六一・九二八	二六六、四八四	四六、六五八	五三	一一九・七二三	四八、〇五七

第三部 統計表

石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡
210,000	310,000	280,000	370,000	490,000	379,950	560,000	450,000	240,920	447,820	480,000	580,000	272,980	180,000	150,000	230,000	200,000	420,000	307,250	145,420	340,000	150,000	137,300	680,000
165	386	336	345	802	865	488	588	367	688	473	1,016	331	263	195	304	335	561	189	148	451	199	127	756
600,108	710,704	736,626	1,025,538	1,246,214	2,201,504	1,418,906	1,316,326	645,212	1,230,710	884,327	1,419,234	632,915	380,502	379,317	1,477,107	503,628	1,159,922	744,517	598,602	821,813	404,410	483,732	1,750,818
224,523	306,211	283,043	378,394	577,288	388,127	580,663	547,687	259,412	530,564	534,351	600,708	304,600	194,297	151,996	270,681	230,826	449,853	309,636	158,471	375,108	163,435	133,017	710,735
					1,050			9,800	23,180			57,000						52,770	4,580			2,700	
					15			5	46			87						39	10			15	
					32,024			24,520	74,733			145,918						151,219	12,510			76,507	
					9,950				23,685			59,536						53,967	4,606			25,377	

佐賀	120,000	185	417,209	205,127	—	—	—	—
長崎	220,000	311	717,319	251,411	—	—	—	—
熊本	310,000	267	911,814	337,080	—	—	—	—
大分	210,000	303	580,111	237,088	—	—	—	—
宮崎	139,400	167	593,916	155,508	10,550	18	58,010	21,842
鹿児島	220,000	295	908,509	239,815	—	—	—	—
沖縄	24,970	150	526,211	44,444	20,310	19	45,505	7,777
合計	1,218,170	1,515	6,153,318	1,510,316	29,150	363	928,105	310,170